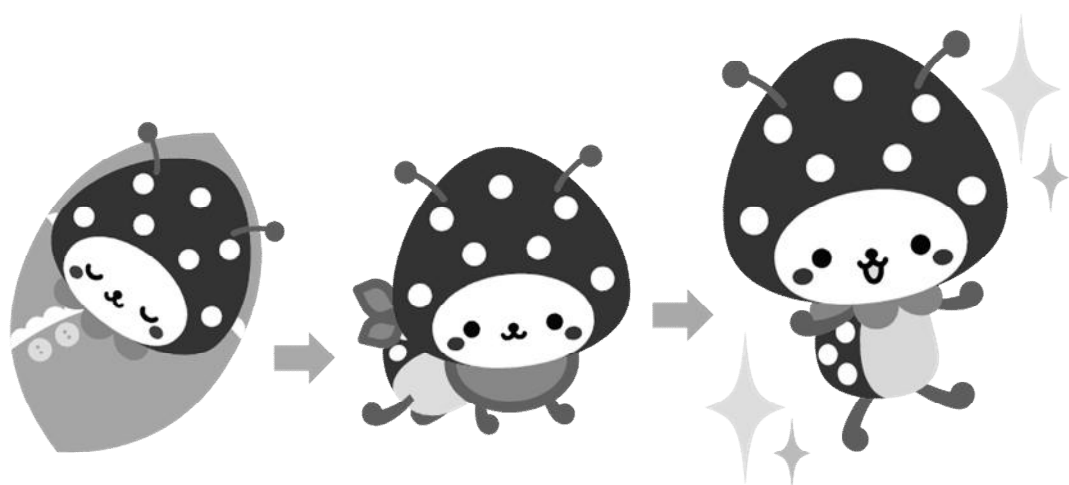


山武市

子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

千葉県山武市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と計画基本事項	1
2. 計画の策定及び推進	3
3. 山武市の現状.....	4
4. 計画期間の人口フレームの推計	11
5. ニーズ調査結果	13
6. 山武市の子ども・子育て支援の課題	18
第2章 計画の基本的な方向	21
1. 基本理念.....	21
2. 基本視点.....	22
3. 基本目標.....	24
4. 施策の体系	25
第3章 基本施策	27
基本目標1：子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり	27
基本目標2：子どもが心豊かにたくましく育つ教育の推進.....	41
基本目標3：安心して子どもを生み育てられる環境づくり	51
基本目標4：子どもと子育てを支援する地域づくり	65
第4章 子ども・子育て支援事業の推進 （山武市子ども・子育て支援事業計画）	81
1. 子ども・子育て支援サービスの全体像.....	81
2. 教育・保育提供区域の設定	83
3. 計画期間の子ども数と家族類型の推計.....	83
4. 教育・保育給付	85
5. 地域子ども・子育て支援事業.....	92
6. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	101
7. 総合的な施策の推進.....	102

第5章 計画の推進	103
1. 関係機関等との連携.....	103
2. 計画の達成状況の点検・評価.....	103
3. 家庭・地域・事業者・市の役割	103

資 料 編	105
1. 計画の策定経過.....	105
2. 山武市子ども・子育て会議条例	107
3. 山武市子ども・子育て会議委員名簿	109
4. 用語の解説	110

第 1 章 計画の策定にあたって

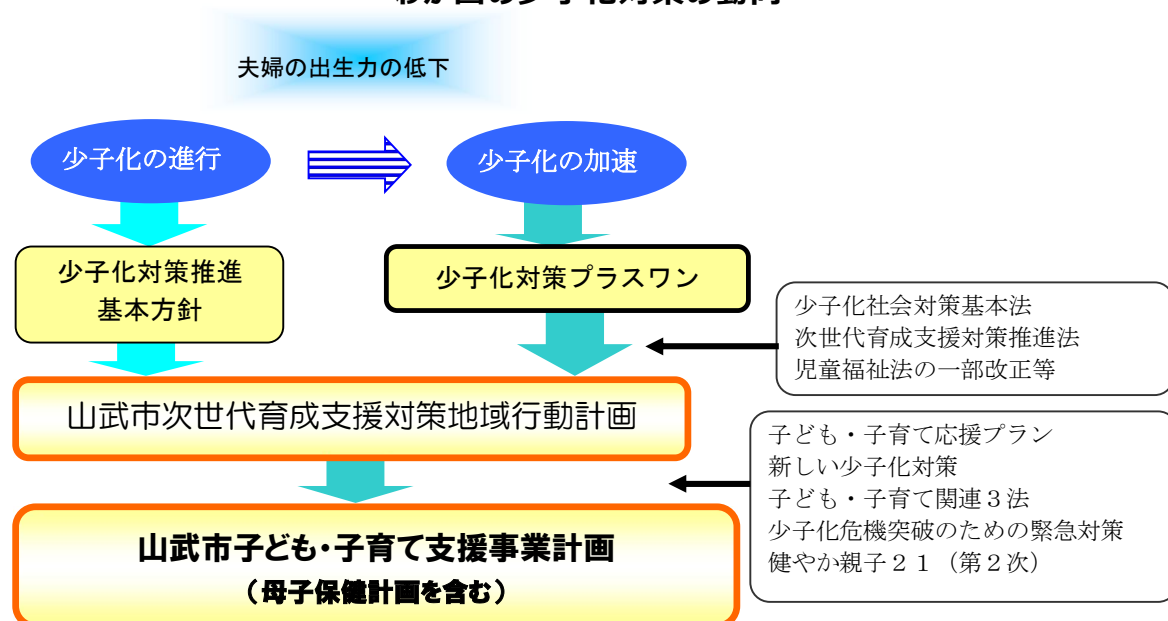
1. 計画策定の趣旨と計画基本事項

(1) 計画策定の趣旨

わが国の少子化対策は、平成元年の 1.57 ショックを契機に取組みが本格化してきたと読み取れますが、少子化の進行になかなか歯止めがきかない状況が続いています。わが国の子どもの数（15 歳未満人口）は、平成 26 年 4 月 1 日現在 1,633 万人（総務省）となり、前年よりも 16 万人減少し、総人口（1 億 2,714 万人）に占める子どもの割合も 12.8%と、子ども数と構成比は過去最低を記録しています。本格的な人口減少社会が到来するなか、少子化・高齢化の進行の速度が速く、子どもと子育て家庭をめぐる環境が変化し、子どもたちの育ちへの様々な影響が指摘されています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的環境が変化するなか、国は就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を開始するため、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始することとなりました。このため、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）」を策定することになりました。一方で、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の時限立法として成立した「次世代育成支援対策推進法」は、仕事と家庭生活の調和など、より一層の推進が必要となっていることから、平成 36 年度までの法律の有効期間の延長を含めた一部改正が行われました。

わが国の少子化対策の動向



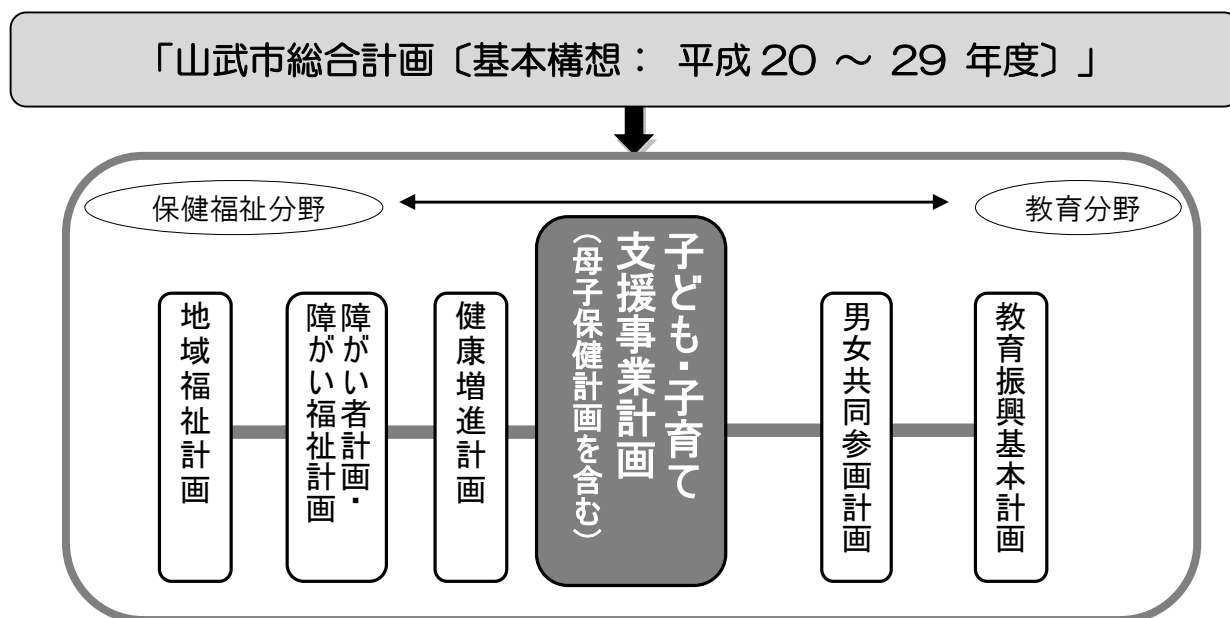
平成 18 年 3 月に成東町、山武町、蓮沼村、松尾町の 3 町 1 村が合併し、「山武市」が誕生しました。平成 16 年度に旧町村単位で策定された「次世代育成支援行動計画」を、平成 18 年度に「山武市」の計画として再編し、「山武市次世代育成支援対策行動計画（前期）」を、平成 21 年度に「山武市次世代育成支援対策行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策、保育・教育事業の充実及び母子保健事業の充実を図ってきました。これらの計画期間における国の動向、山武市総合計画の策定やこども園化を進めてきたという市の経緯を踏まえ、これまでの次世代育成支援の取組みを点検して、「山武市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）」を策定しました。

（２）計画の性格

「山武市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定しました。

この計画は、山武市の 18 歳未満の子どもと子育て家庭を対象に、市が取り組む次世代育成支援施策の目標や方向を示すものであり、市の最上位計画である「山武市総合計画」をはじめ、山武市地域福祉計画等保健・福祉・教育分野の関係計画や、県及び国の関係計画との連携・整合性を図りながら策定しました。

計画の位置づけ



(3) 計画の期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

計画期間						
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降
本計画						
次期 計画					見直し 及び策定	

2. 計画の策定及び推進

この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「山武市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。当会議は子どもの保護者や学識経験者等により構成されています。本計画は、当会議及び関係課との連携を図りながら推進します。

また、国のモデル調査票を踏まえて児童保護者を対象にした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を実施し、様々なご意見を活かして計画策定の基礎資料としました。

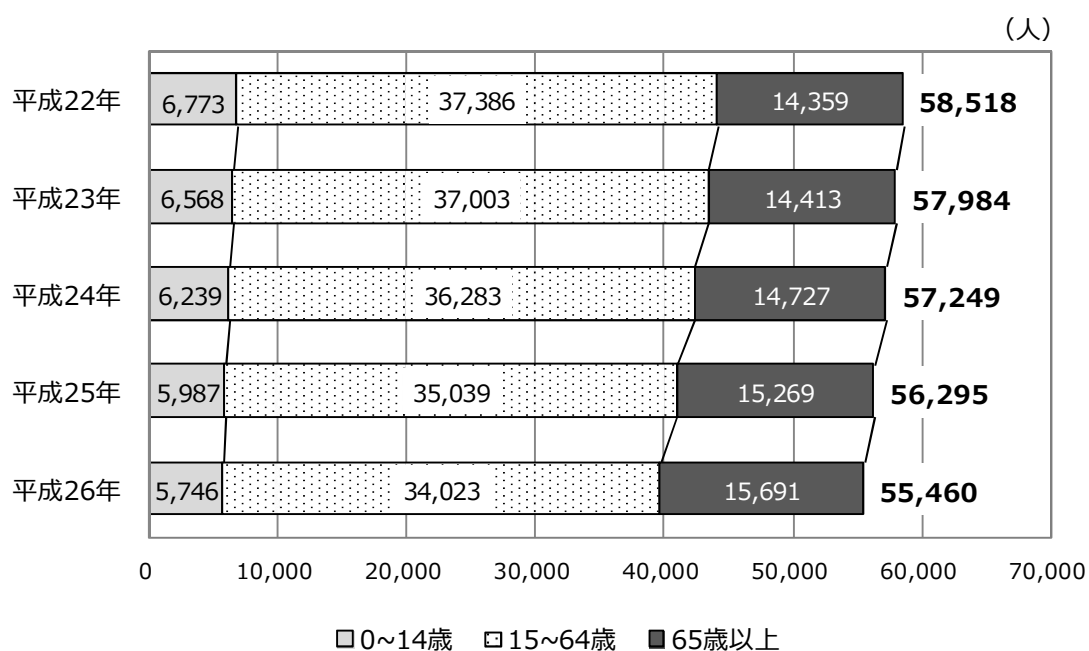
3. 山武市の現状

(1) 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

① 人口・人口構成の状況

近年の市の総人口は、平成22年は58,518人でしたが、平成26年は55,460人となっており、緩やかな減少傾向にあります。人口構成は、0～14歳の年少人口が徐々に減少しており、平成22年には6,773人だった人口が平成25年には6,000人を下回り、総人口に占める割合も平成26年は10.4%と減少しています。15～64歳の生産年齢人口も平成25年には36,000人を下回り、総人口に占める割合も平成22年の63.9%から平成26年は61.3%と少なくなっています。一方、65歳以上人口は増加傾向にあり、高齢化率は平成26年には28.3%となり、少子化・高齢化の進行が見て取れます。

人口の動き



(%)

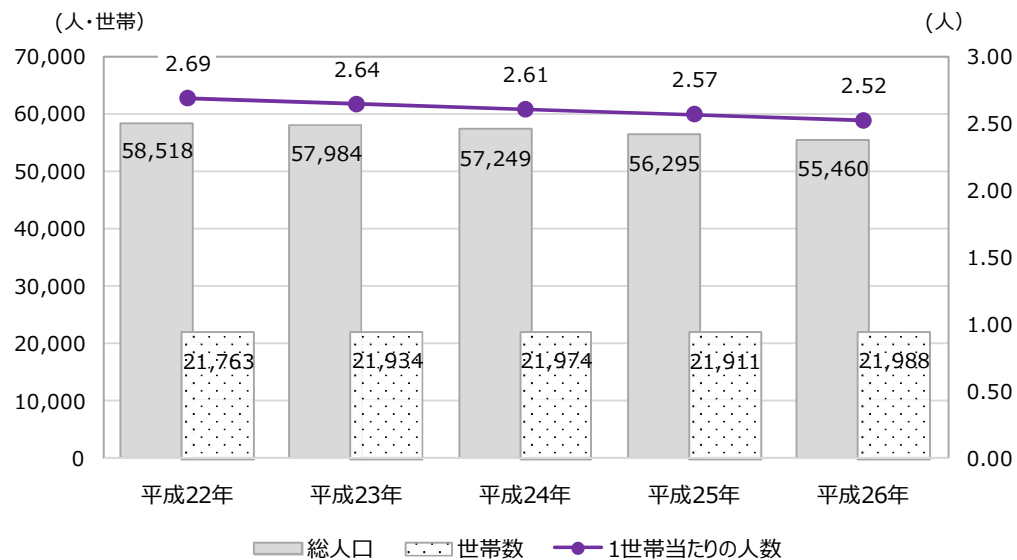
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～14 歳	11.6	11.3	10.9	10.6	10.4
15～64 歳	63.9	63.8	63.4	62.2	61.3
65 歳以上	24.5	24.9	25.7	27.1	28.3

(登録人口 各年4月1日)

② 世帯数及び1世帯当たりの人員の推移

世帯数は微増を続け、平成22年の21,763世帯から平成26年には21,988世帯となっています。総人口が微減していることから、1世帯当たりの人員は減少し、平成22年の2.69人から平成26年は2.52人へと、核家族化が進んでいる状況がうかがえます。

世帯数の動向



(登録人口 各年4月1日)

世帯構造

(世帯)						
	総数	親族のみの世帯	核家族世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯
一般世帯数	19,274	15,115	11,083	4,032	208	3,884
6歳未満親族のいる一般世帯数	1,639	1,623	981	642	16	0
	100.0%	99.0%	60.4%	39.6%	1.0%	0.0%
	(8.5%)					
18歳未満親族のいる一般世帯数	4,863	4,806	2,950	1,856	52	5
	100.0%	98.8%	61.4%	38.6%	1.1%	0.1%
	(25.2%)					
18歳未満親族のいる一般世帯のうち母子のみ・父子のみ世帯数	265	—	—	—	—	—
1世帯当たり親族人数(人)	2.88	3.35	2.86	4.70	3.20	1.00

※ ()内は、6・18歳未満親族のいる世帯の一般世帯総数に対する割合

※一般世帯数の総数には家族類型「不詳」を含む

(平成22年国勢調査)

③ 人口動態

人口動態は、出生数の減少による自然減と、転入者の減少による社会減の人口動態となっています。出生数は平成 22 年には 314 人でしたが、平成 23 年以降は 300 人を下回っており、平成 25 年は 281 人となっています。合計特殊出生率は、平成 23 年と平成 24 年に 1.04 と低下しましたが、平成 25 年は 1.08 と微増しています。

社会動態では、転入数は平成 22 年が 1,666 人でしたが、それ以降年々減少しており、平成 25 年は 1,342 人となっています。

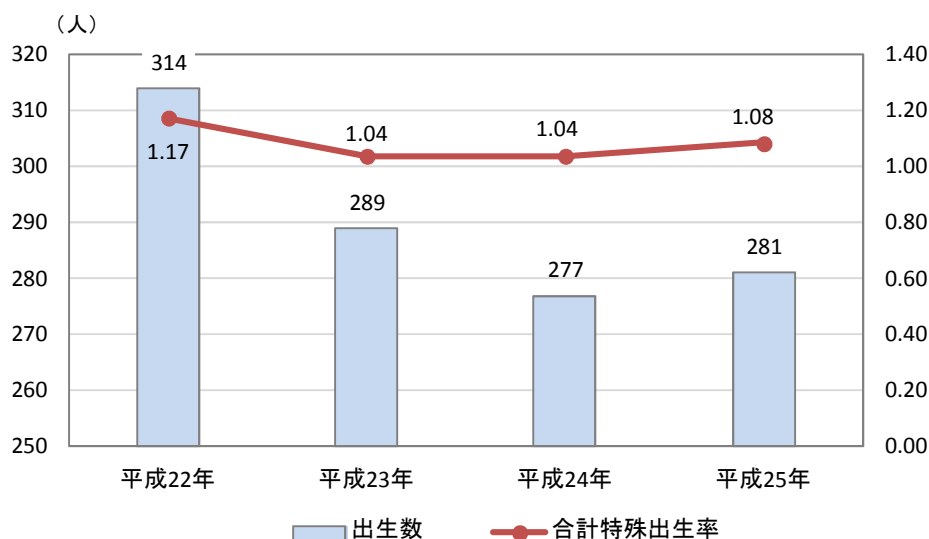
自然動態及び社会動態

(人)

	自然増減			社会増減			人口増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 22 年	314	660	△ 346	1,666	1,766	△ 100	△ 446
平成 23 年	289	764	△ 475	1,532	1,771	△ 239	△ 714
平成 24 年	277	699	△ 422	1,416	1,717	△ 301	△ 723
平成 25 年	281	731	△ 450	1,342	1,756	△ 414	△ 864

(人口動態調査・住民基本台帳)

出生数の動向

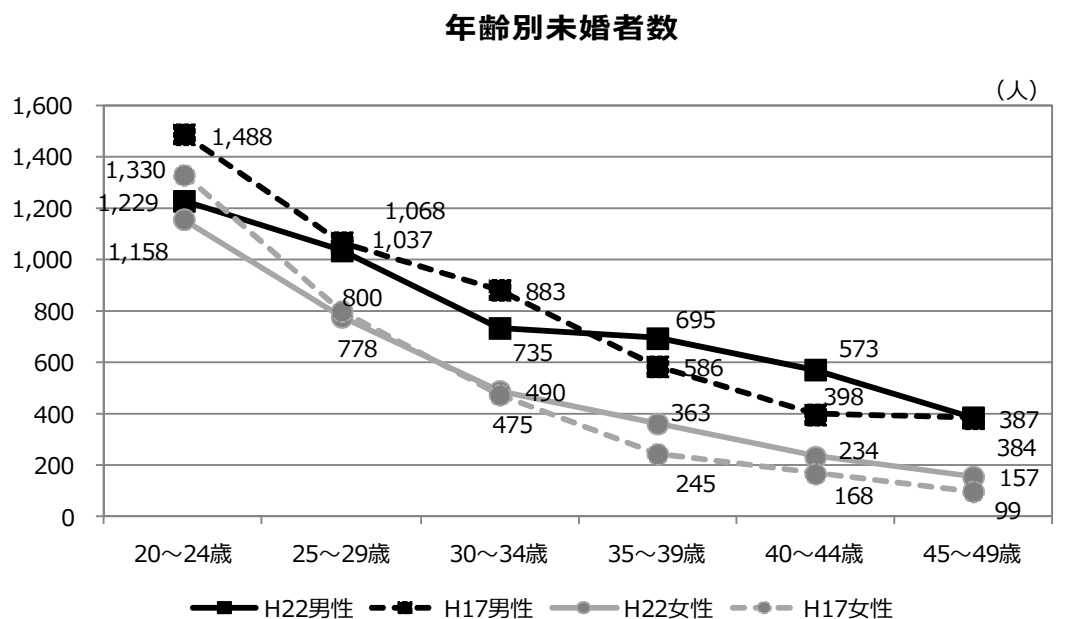


(千葉県健康福祉部健康福祉指導課企画情報班、人口動態調査)

※合計特殊出生率とは、出産可能年齢(15～49歳)の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計したものです。

④ 未婚者数

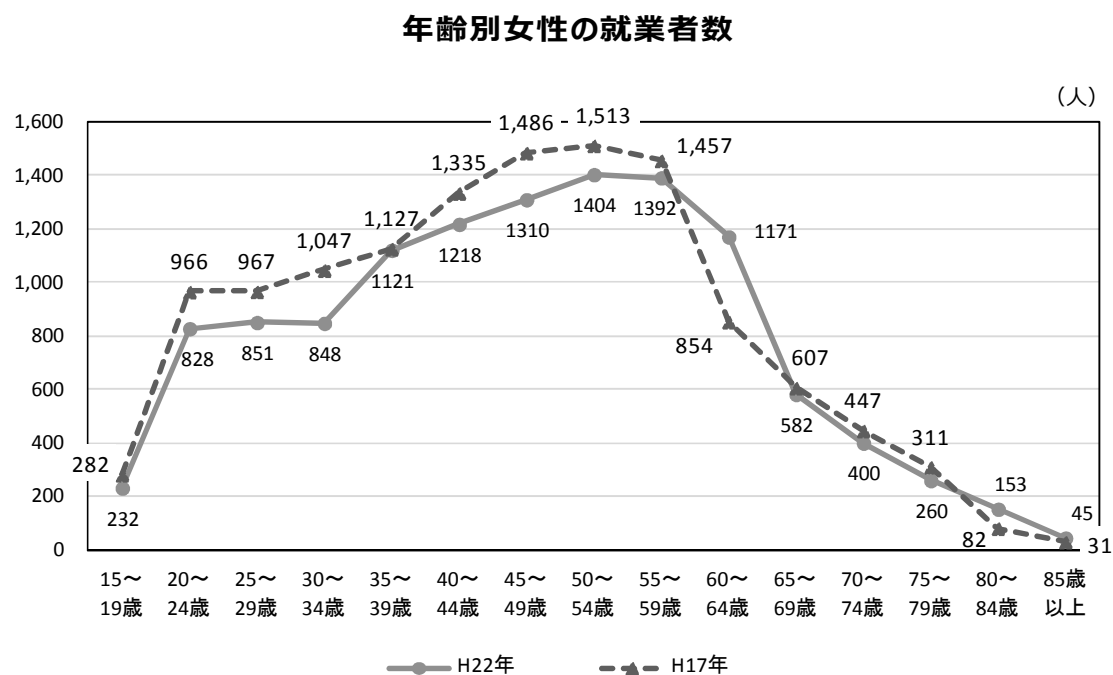
未婚者数は、男女ともに 35～39 歳、40～44 歳で増加しています。



(国勢調査)

⑤ 女性の就業者数

女性の就業者数は、20～34 歳で減少、35～39 歳でほぼ横ばい、40～59 歳で減少となっています。60～64 歳と 80～84 歳の就業者数は増加しています。



(国勢調査)

(2) 子育て家庭と子どもの状況

① 年少人口（15 歳未満）

1 歳ごとの年少児童人口は、4 歳・5 歳の人口はほぼ横ばいですが、その他の年齢は年々微減傾向にあり、全体としては緩やかに少子化が進行していることがうかがえます。

年齢別児童数

(人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0 歳	326	320	298	266	285
1 歳	354	338	333	317	270
2 歳	406	359	345	331	314
3 歳	363	417	360	347	339
4 歳	353	371	416	355	345
5 歳	407	352	376	410	354
6 歳	439	398	347	382	415
7 歳	416	433	403	351	376
8 歳	430	413	434	406	356
9 歳	488	437	411	434	407
10 歳	500	497	437	414	433
11 歳	535	503	499	440	413
12 歳	553	540	498	497	443
13 歳	639	548	539	497	496
14 歳	564	642	543	540	500
合 計	6,773	6,568	6,239	5,987	5,746

(登録人口 各年 4 月 1 日現在)

平成 26 年 年齢別児童数

(人)

0～2 歳	3～5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12～14 歳	合計
869	1,038	1,147	1,253	1,439	5,746

(登録人口 4 月 1 日現在)

② 地域別子ども数（15 歳未満）

市内 4 圏域の地域別子ども数（15 歳未満）は以下の通りです。

圏域別児童数（15 歳未満）

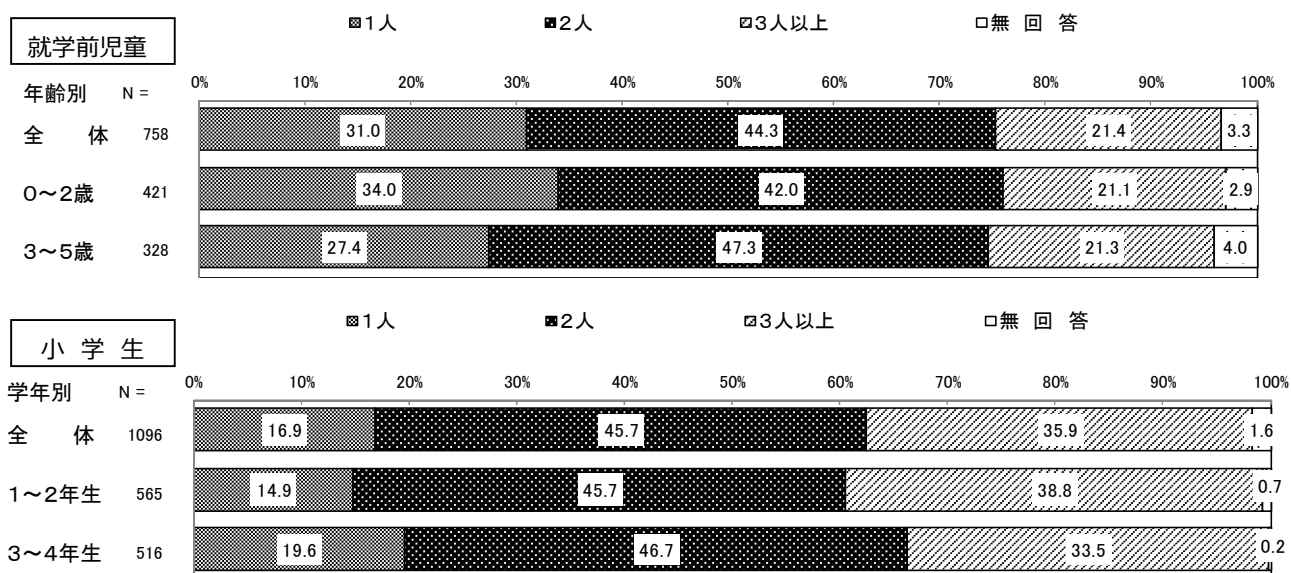
4 圏域	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
成東地区	2,939	2,851	2,694	2,617	2,493
山武地区	2,058	1,997	1,910	1,803	1,748
松尾地区	1,233	1,195	1,132	1,094	1,045
蓮沼地区	543	525	503	473	460

（登録人口 各年 4 月 1 日現在）

③ 世帯の子ども数

ニーズ調査によると、世帯の子ども数は、就学前児童のいる世帯では、「2 人」が 44.3%と最も多く、兄弟姉妹の平均人数は 2.0 人です。小学生のいる世帯でも「2 人」が 45.7%と最も多く、就学前児童のいる世帯に比べ「3 人以上」の割合も高くなっており、兄弟姉妹の平均人数は 2.4 人です。

世帯の子ども数



（平成 25 年度 子ども・子育て支援ニーズ調査）

④ 子育て家庭の就労状況

子どものいる世帯の就労状況は、就学前児童の世帯は共働き世帯の割合が 50% 強、片働き世帯が 30% 強ですが、小学生の世帯では共働き世帯の割合が上昇し 60% 強で、片働き世帯は 16% 程度にとどまります。

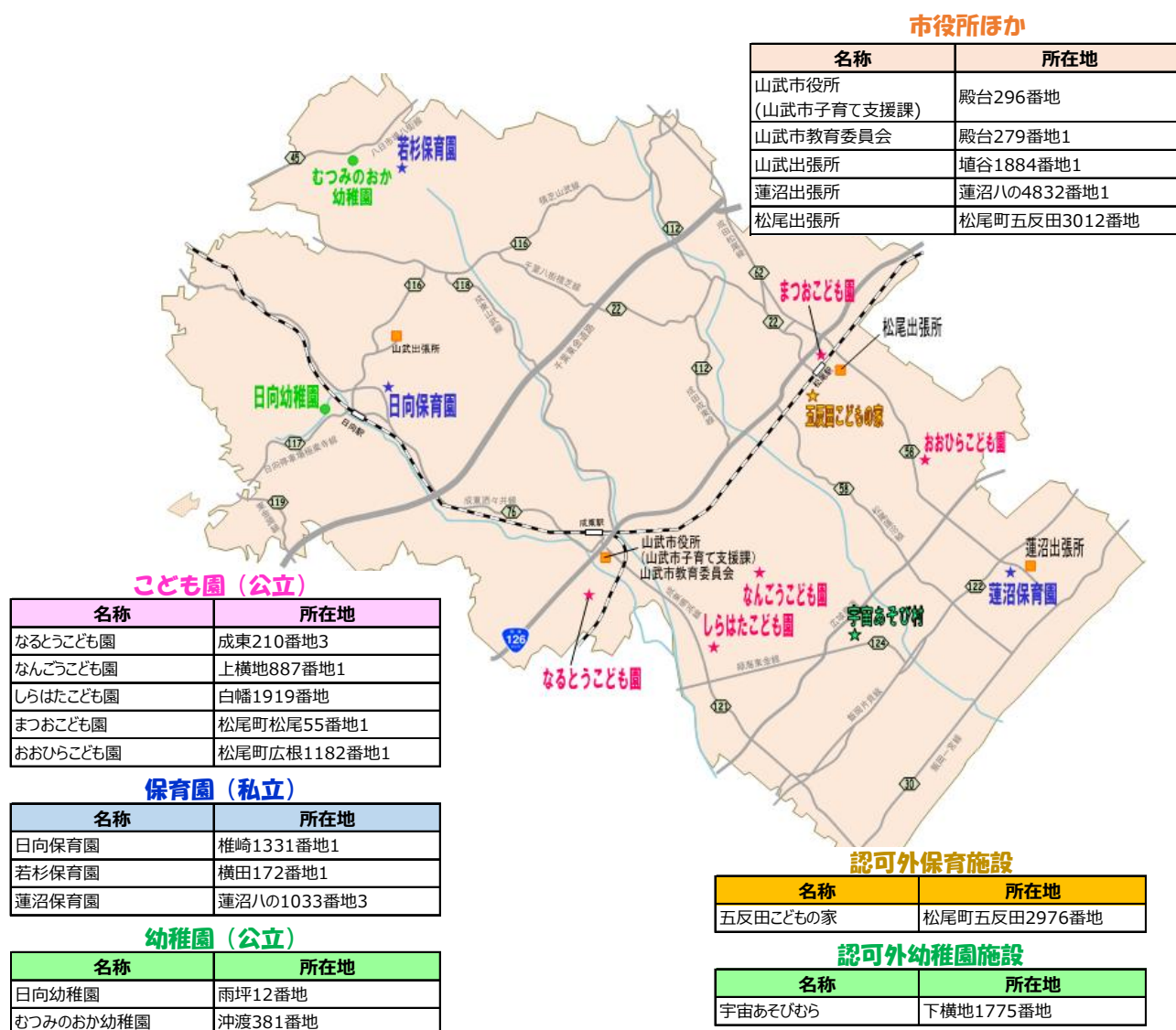
保護者の就労状況

	共働き世帯	片働き世帯	その他の世帯 (ひとり親世帯を含む)
就学前児童の世帯	51.4%	32.9%	15.7%
小学生の世帯	61.2%	16.5%	22.3%

(平成 25 年度 子ども・子育て支援ニーズ調査)

⑤ こども園・幼稚園・保育園の設置状況

現在のこども園・幼稚園・保育園の設置状況は以下の通りです。



4. 計画期間の人口フレームの推計

(1) 推計人口

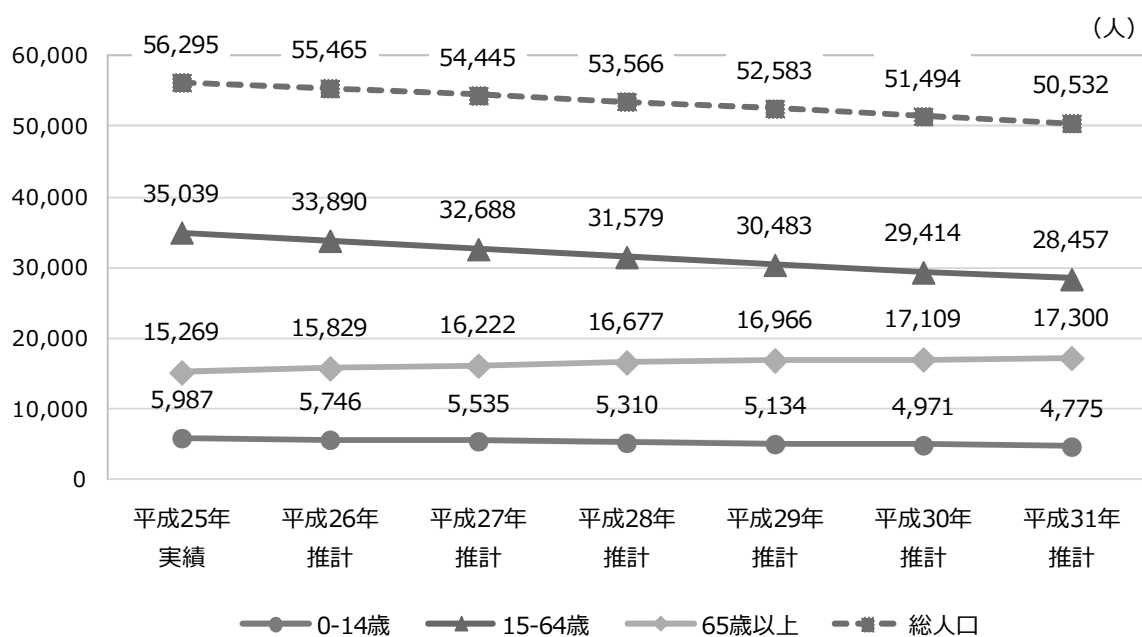
コーホート変化率法により、市の平成24年と25年4月1日現在の住民基本台帳人口の男女別年齢別の変化率から計画期間の人口を推計します。

平成25年の実績人口56,295人から、平成31年は50,532人と10.2%の減少が推計されます。65歳以上人口が微増し、0～14歳人口が微減、15～64歳人口が18.8%減少することが見込まれます。

「コーホート変化率法」とは、

同じ年（または同じ期間）に生まれた人の男女別の集団をコーホートといい、過去における実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

推計人口（各年4月1日現在）



(2) 推計児童人口

計画期間内の推計児童数は減少傾向が推計されます。平成27年から平成31年の5年間で、就学前児童の人口減少率は12.2%、小学生は12.3%とほぼ同率となっていますが、中学生は14.9%、高校生は18.6%と減少率が大きくなっています。18歳未満人口全体では14.2%の減少が推計されます。

年齢別推計児童数（各年4月1日現在）

(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	279	267	255	244	232
1歳	297	291	279	267	256
2歳	268	295	289	277	265
3歳	319	272	299	293	281
4歳	336	316	269	296	290
5歳	342	333	313	266	293
就学前	1,841	1,774	1,704	1,643	1,617
6歳	359	347	338	318	270
7歳	414	358	346	337	317
8歳	380	418	362	350	341
9歳	356	380	418	362	350
10歳	408	357	381	419	363
11歳	434	409	358	382	420
小学生	2,351	2,269	2,203	2,168	2,061
12歳	414	435	410	359	383
13歳	442	413	434	409	358
14歳	497	443	414	435	410
中学生	1,353	1,291	1,258	1,203	1,151
15歳	498	495	441	412	433
16歳	527	492	489	435	406
17歳	537	524	489	486	432
高校生	1,562	1,511	1,419	1,333	1,271
18歳未満人口	7,107	6,845	6,584	6,347	6,100

5. ニーズ調査結果

ニーズ調査を以下の通り実施しました。

子ども子育て支援に関するニーズ調査の実施概要

①調査方法 標本調査

②調査票配布・回収方法

郵送により配布（一部学校等での配布を含む）し、郵送で回収した。就学前児童及び小学生の子どもの保護者を対象に、就学前児童または小学生の内兄弟姉妹がいる場合は一番年齢が低い子どもについて、調査を実施した。

③調査票配布数・回収状況

	調査票配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
就学前児童	1,640	758	46.2
小学生	1,360	1,096	80.6

④調査期間 平成25年12月18日～平成26年1月16日

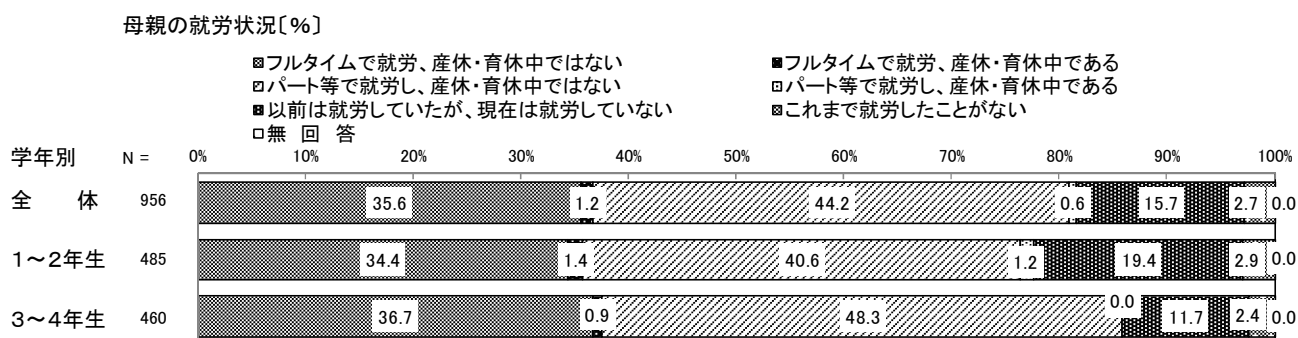
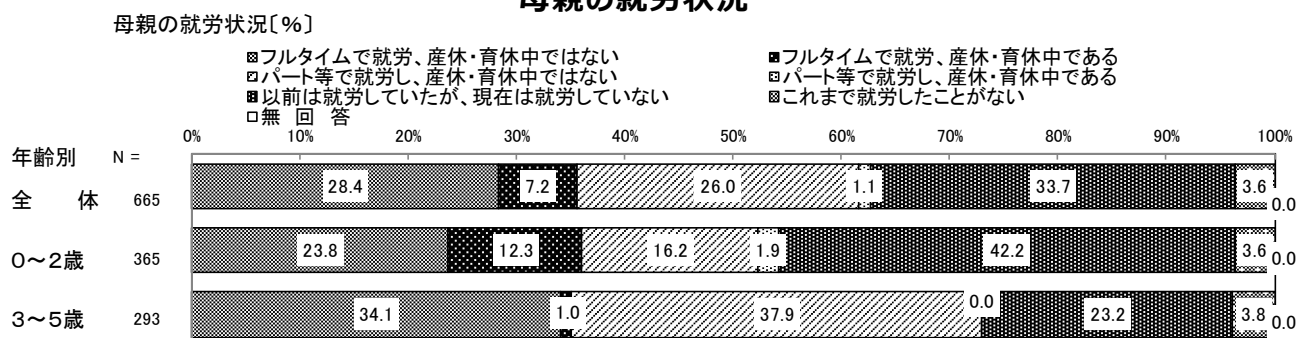


(1) 保護者の就労状況（就学前児童・小学生）

母親の就労状況では、0～2歳で最も多いのは「以前は就労していたが、現在は就労していない」で、子どもが3歳以上になると「パート等で就労し、産休・育休中ではない」人の割合が多くなっています。

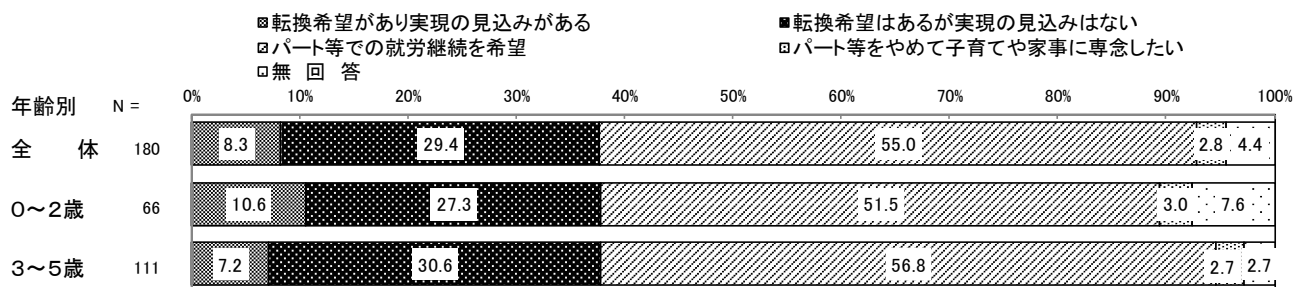
今後の就労意向では、パート等で就労している母親は、「パート等での就労継続を希望」する人が多く、未就労の母親は、子どもが就学前と1～2年生では「末子が大きくなったら就労したい」とする人が多くなっていますが、3～4年生になると「すぐにでも、もしくは、1年以内に就労したい」という回答が増えています。

母親の就労状況

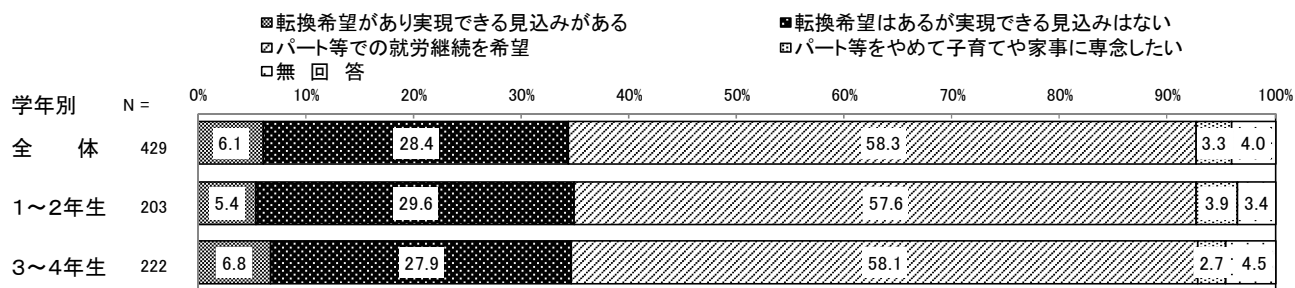


母親の今後の就労意向

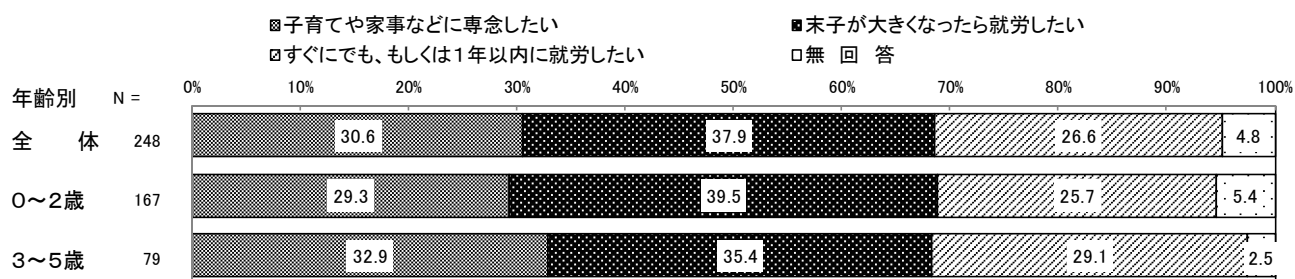
パート等の母親／フルタイムへの転換希望[%]



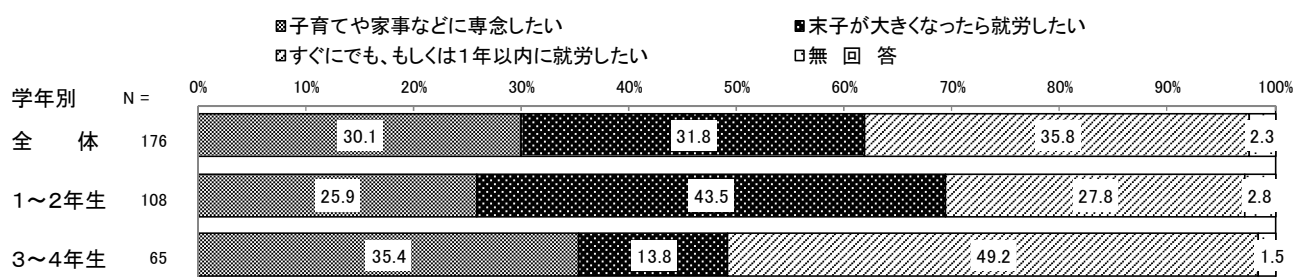
パート等の母親／フルタイムへの転換希望〔％〕



未就労の母親／就労希望〔％〕



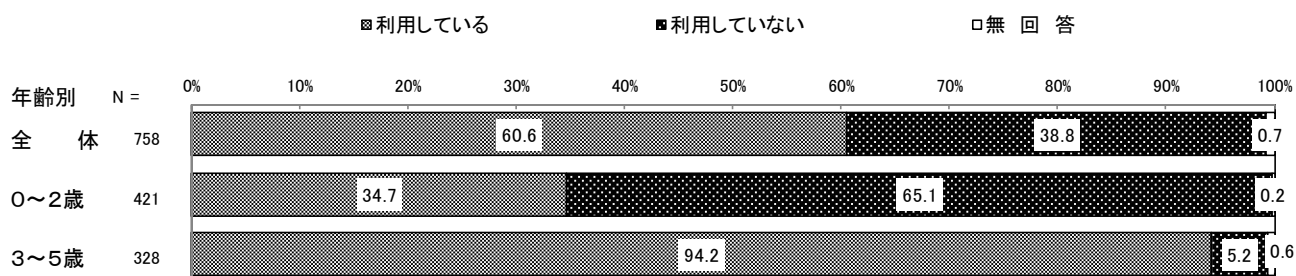
未就労の母親／就労希望〔％〕

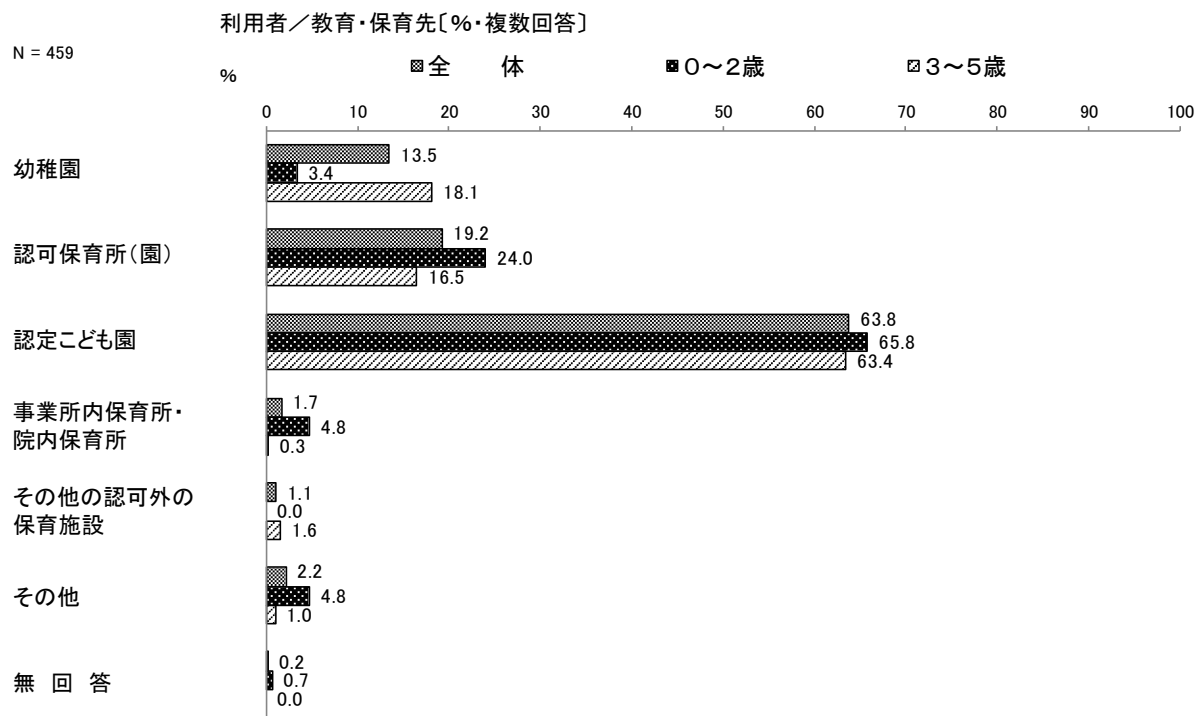


（２）定期的な教育・保育事業の利用（就学前児童）

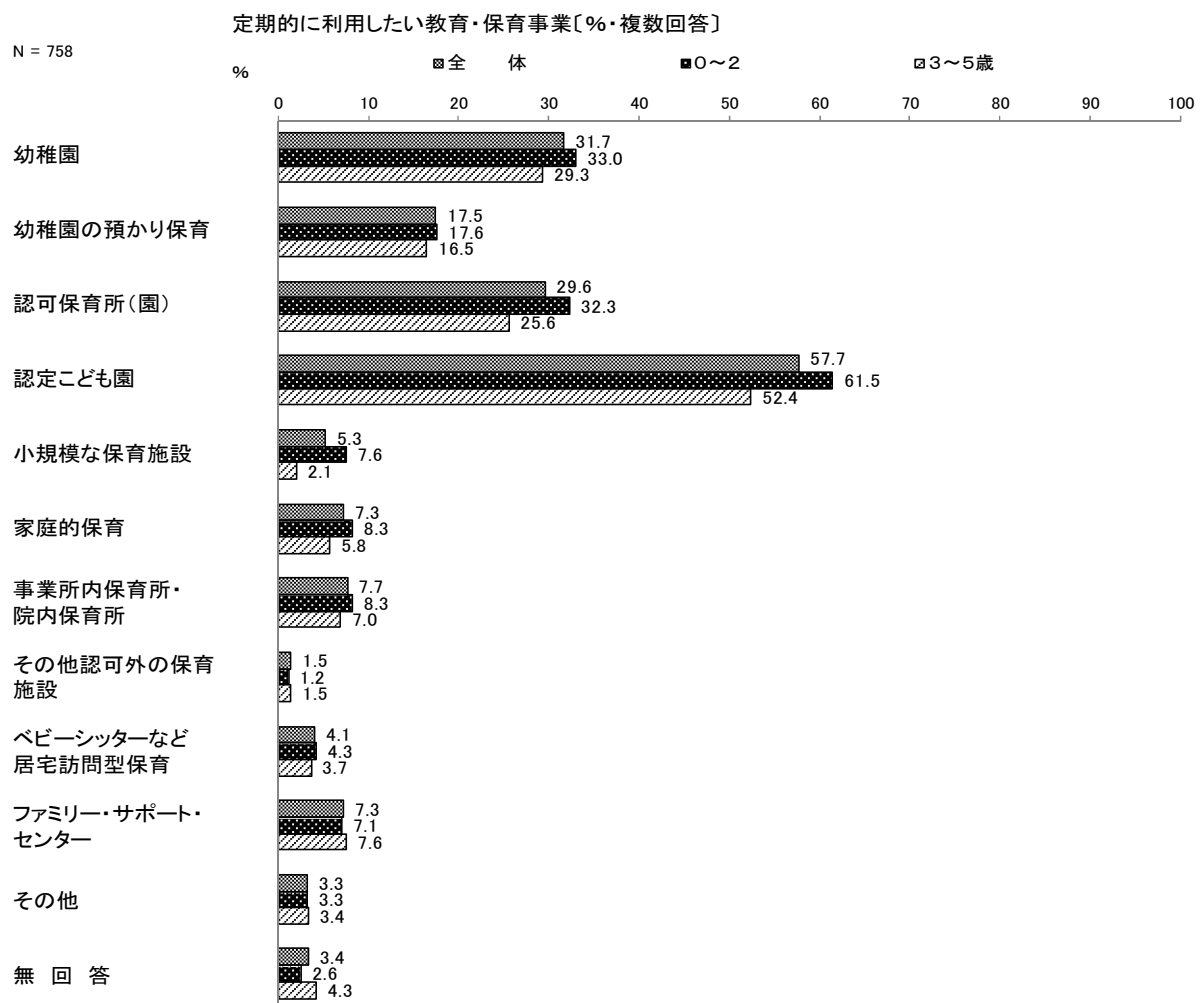
現在、定期的な教育・保育事業を利用している人は、子どもの年齢が３歳以上になると大半の人が利用している状況にあります。利用されている主な事業内容では、「認定こども園」が６割を超えており、最も多く利用されています。

定期的な教育・保育事業の利用〔％〕





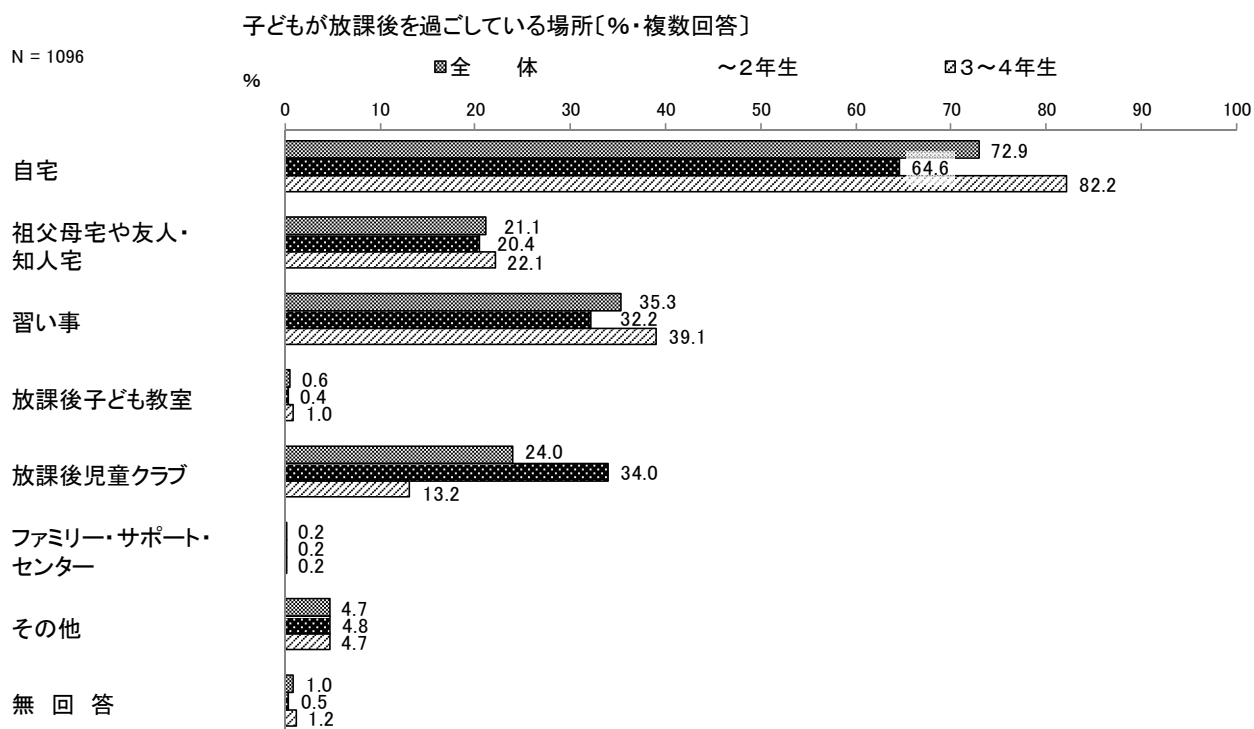
今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が最も多く、次いで「幼稚園」、「認可保育所（園）」となっています。



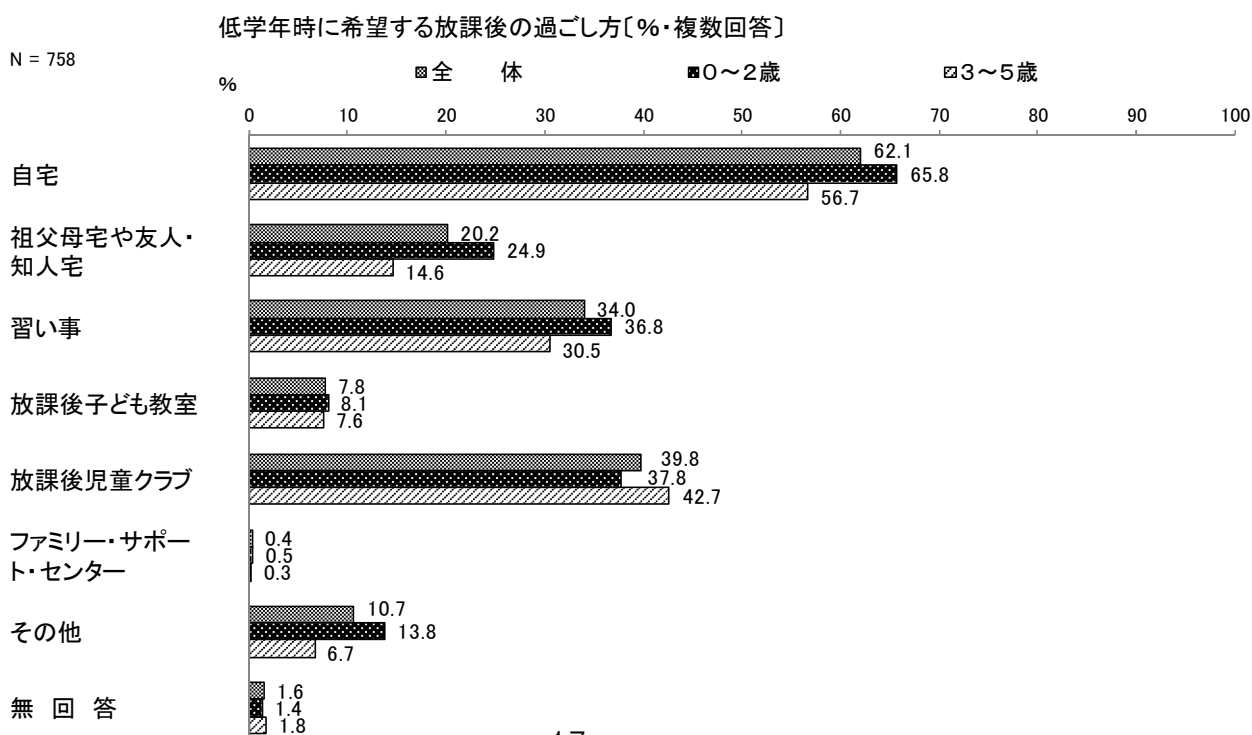
(3) 放課後児童クラブの利用（就学前児童・小学生）

放課後の過ごし方として、小学生の現状では「自宅」、「習い事」に続いて「放課後児童クラブ」が多く回答されています。一方、就学前児童保護者では就学後の放課後の過ごし方として、「自宅」に次いで「放課後児童クラブ」の利用希望が多くなっています。

小学生の放課後の過ごし方（現在）



就学後の放課後の過ごし方（就学前児童保護者の希望）



6. 山武市の子ども・子育て支援の課題

(1) 少子化・核家族化の影響

本市においても、少子化・高齢化が進んでおり、子どもたちの育ちへの様々な影響が懸念されています。0～14歳の人口は各年代で減少しています。子どもと子育て家庭への直接的な影響としては、同じ年齢の子ども同士がふれあう場や機会、子育てをしている家庭が気軽に地域で出会う、知り合う機会も得にくい状況が考えられ、親子や子ども同士がふれあえる場・機会を地域につくっていくことが課題となります。

一方で、これから家庭を築く年代の不安を取り除き、また結婚や出産意向がある世代に対し、実現しにくくしている要因をできる限り取り除くための支援をし、出産や子育てしやすい環境を可能な限り整備し、子どもの育ちと子育て支援を推進していくことが求められます。

(2) 子育て家庭の仕事や家庭生活の変化

社会経済活動の低迷などにより子育て家庭の就労状況も変化し、母親の就業率が高まり、パート・アルバイトやフルタイムでの就労者が増え、子どもが低年齢児の頃から共働き世帯の割合が高まっています。これにより、低年齢児からの保育サービスニーズの増大が継続しています。

市内の入所状況をみても、預かり保育のない幼稚園では入所者が定員を大幅に下回っている傾向がみられます。この背景には、共働きなど、母親の就労による保育ニーズが高まっていると考えられます。このため、認定こども園の拡充などの幼保連携を進め、教育ニーズと保育ニーズのギャップを解消していくことが求められます。

子育て家庭では自宅に近い場所の希望も高く、地区ごとにバランスのよい教育・保育施設の機能の配置と提供体制づくりに継続して取り組んでいくことが必要となります。

(3) 成長過程と子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実

本市の母親の就労状況をみると、出産時に一旦退職し、その後パートで再就職もしくは再就職予定という形態も多いことが考えられます。再就職したいという希望が多いことはニーズ調査からも見受けられます。このようなことから、幼児期における教育・保育サービスの提供と学童期における保育サービス提供による就労しやすい環境づくりが主な施策として必要であるとともに、子育て家庭の状況や就労意向の変化など多様なニーズへの対応も求められています。

一方で、子育て環境の向上には、ワーク・ライフ・バランスの啓発による雇用者や父親の意識変革、制度強化を進めるとともに、乳幼児期の事業利用の啓発を行い、市民に対して幅広い選択肢を提供していくことが必要と考えられます。

(4) 子育てを応援する環境・地域づくり

不安や負担感を軽減し、子育ての孤立化を防ぐため、相談や情報提供の支援や安心して子育てできる環境づくりが求められます。庁内関係課間だけでなく、関係機関や地域とのネットワークを強化し、様々な面でサポートする取組みを広げていく必要があります。



第2章 計画の基本的な方向

1. 基本理念

本市においては、人口の減少や少子高齢化が継続してみられ、核家族化や都市化の進行等も加わり、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化が大きく、様々な課題を抱えている子育て家庭も増えていると考えられます。このような状況はまちづくり全体においても大きな課題と位置づけており、市の総合計画や関連各計画の基本理念等を踏まえつつ、山武市のこれからを担う子どもたちの成長を社会全体で支援していくため、より具体性・実効性のある計画を目指していく必要があります。

「子育ての第一義的責任は保護者にある」という基本認識のもと、市全体が子育ての意義について再認識し、市民、家庭、地域、行政が一体となって子育てに伴う喜びと次代への希望が実感できるような環境づくりを継続して進めることが重要です。そこで、これまでの基本理念を継承し、「次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまちさんむ」を目指し、地域ぐるみで次世代育成と子育て支援に取り組んでいきます。



**次代を担う子どもたちを
地域ではぐくむまち
さんむ**

2. 基本視点

市全体で次世代育成・子育て支援を推進していくなかで、以下の視点を重視して各種施策・取組みの展開を図ります。

■視点1:子どもの視点

すべての子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することが基本です。これを踏まえ、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。そして、子どもの各成長過程での心身の健全な発達を支援し、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、いきいきと育つことのできる環境の整備を目指します。あわせて、子どもの成長過程のなかで、家族の役割の大切さの啓発、子どもの健全育成も含め、次代を担う人づくりの視点を取り入れて取り組んでいきます。

■視点2:親子のきずなという視点

子どもや子育てに関わることは、大人の生き方を豊かにしていくものです。そうした意識を醸成し、子育ての第一義的責任はまず父母その他の保護者にあるという原点に立ち返るとともに、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことを基本的な考え方として、支援に取り組んでいきます。

■視点3:子どもと子育て家庭を支援する視点

子育てと仕事の両立支援だけではなく、雇用環境・生活環境・教育環境において子育てを支援することに努めます。また、子どもと保護者の孤立化などの問題を踏まえ、広く子どもと家庭への支援を進めるとともに、ひとり親家庭や支援が必要な家庭と子どもに対して支援していきます。

■視点4:サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保し、より良いサービスが提供できるよう、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めていきます。

サービス利用者である子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により変化してきており、教育・保育等のニーズも多様化しています。このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った総合的な取組みを行っていきます。

■視点5:地域が子どもの成長と子育てに関わる視点

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指します。

このため、ボランティア団体、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体や社会福祉協議会、民生委員・児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。



3. 基本目標

基本的な視点を踏まえて、以下の基本目標を掲げます。

■基本目標1：子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

子どもが一人の人間として尊重され、守られる存在であることが基本です。家庭環境や障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整えていきます。また、近年、子どもが事故や犯罪の被害にあう可能性も高まっています。子どもが安全で安心できる暮らしづくりを、地域ぐるみで協力して行っています。

■基本目標2：子どもが心豊かにたくましく育つ教育の推進

学校、家庭、地域が連携・協力しながら、子どもたちが人を思いやる心を育み、心身ともにたくましく生きる力の育成を図れる教育環境づくりを進めています。

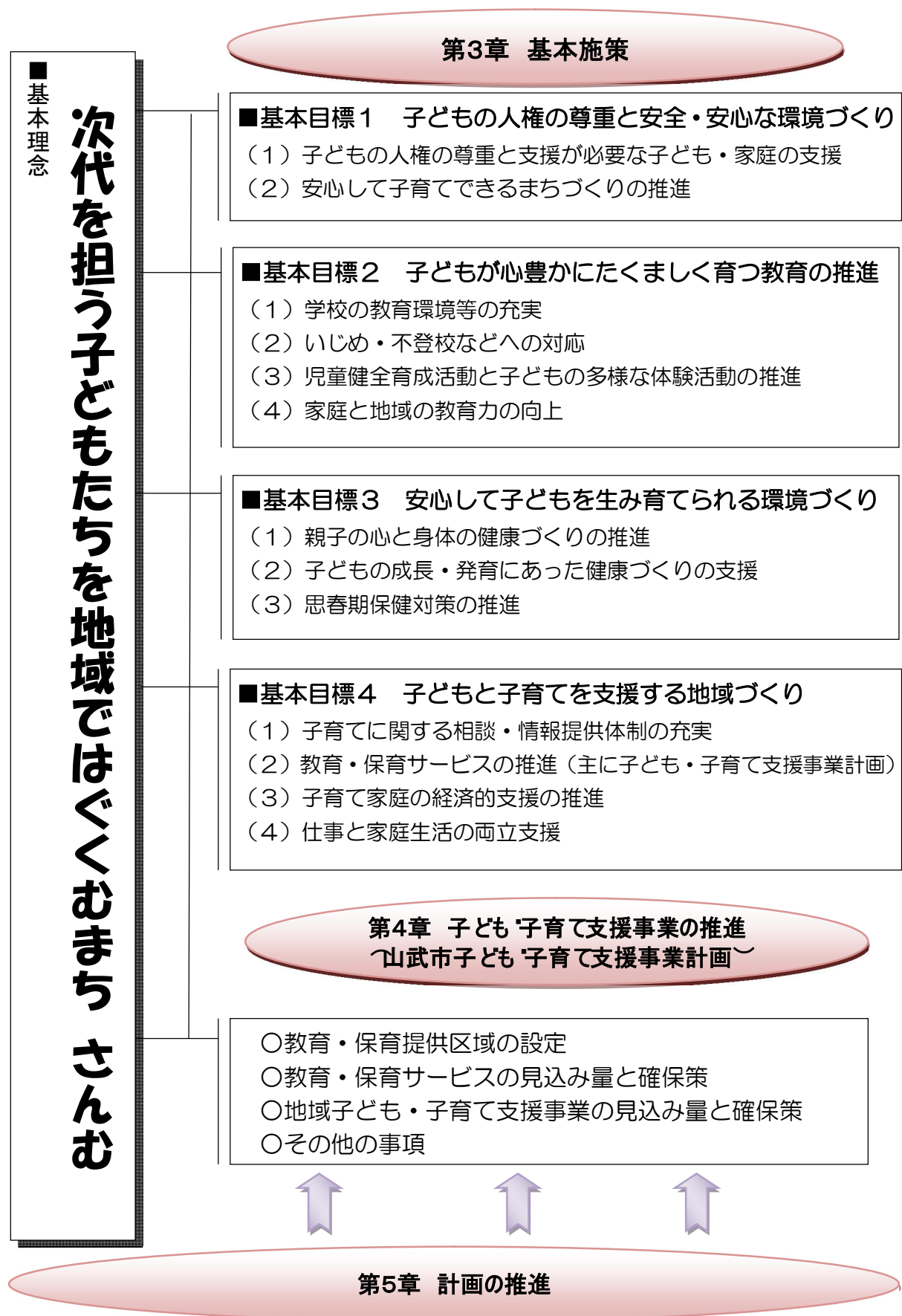
■基本目標3：安心して子どもを生み育てられる環境づくり

親子の健康が確保され、子どもが心身ともに健康で、健やかに生まれ育つように、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、母子保健事業を展開します。また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身につけられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

■基本目標4：子どもと子育てを支援する地域づくり

共働きの子育て家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭が子どもを安心して生み育て、親子・家族のきずなを深めていけるように、子育て支援サービスや教育・保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制の整備など、子どもの成長と家族のきずなづくりを支援するサービスの充実を目指します。

4. 施策の体系





第3章 基本施策

基本目標1：子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

(1) 子どもの人権の尊重と支援が必要な子ども・家庭の支援

① 子どもの人権の尊重・児童虐待防止対策

【現状と課題】

国の「子ども・若者白書」（平成26年度版）によると、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加の一途をたどり、特に長期にわたる虐待は子どもの心身に深刻な影響を及ぼすことから、今や大きな社会問題となっています。虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因等が複雑に絡み合って起こると考えられますが、近年の核家族化や地域のつながりの希薄化、経済不況などにより、特別な家庭の問題ではなく、どの家庭でも起こりうるものと捉えて対策を行っていく必要があります。

本市では、児童虐待防止対策として、山武市要保護児童対策地域協議会を設置しており、地域住民や民生委員・児童委員、こども園・幼稚園・保育園・学校等からの情報収集を行うほか、それぞれの機関の連絡調整を行っており、様々な問題を抱えている家庭に対して、家庭児童相談員・保健師等が相談に応じ、継続観察を行い虐待防止に努めています。平成25年から家庭児童相談員を増員して対応に努めており、ケース検討や連絡・調整が必要な場合は、随時支援会議を開催するとともに、定期的に会議を開催し連携を図っています。

一方、こども園・幼稚園・保育園では、身体測定や日常の教育・保育のなかで様子を把握するとともに、子どもたちの健やかな発育を図るため保護者へのお知らせを通して、叱り方、ほめ方、しつけ方等生活指導について啓発し、理解を深めています。虐待の危険があるケースについては、家庭児童相談員、保健師等に連絡しています。相互に連携しあった総合的な対応・支援の体制づくりが重要となっています。

子育て中の保護者がゆとりを持って安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、児童虐待の早期発見、援助、通報など適切な対応につなげられる、きめ細かなネットワークの活用が必要です。また、児童虐待に対する各機関の共通認識を深め、連携して対応することが求められます。

【基本方針】

児童への虐待的行為を未然に防止するとともに、虐待の危険があるケースに迅速かつ適切に対応できるように、健診の場面やこども園・幼稚園・学校での見守り、地域での見守り体制の拡充を図るとともに、専門家や関係機関との連携を強化し、市としての支援体制の整備に努めます。

【主な事業・取組み】

ア. 児童虐待防止対策

概要	児童虐待防止のため家庭児童相談員等が個別の相談等に対応します。児童虐待に対する各機関の共通認識を深め、連携して対応します。
現状	要保護児童対策地域協議会で、要保護児童や特定妊婦等、特に支援を要する児童・家庭について、関係機関との連携を密にし、具体的な支援の方法、役割分担に基づいて対応しています。
課題	相談件数の増加やケースの長期化傾向への対応が課題です。
今後の取組み	子育ての不安や孤立化、地域のつながりの希薄化、心身に問題を抱える親の増加など、支援が必要な親子や家庭を支援するため、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を一層強化し育児支援を行います。
担当課	子育て支援課

イ. 乳幼児健診、育児相談等での見守り・対応

概要	児童虐待の防止、早期発見のため、健診や相談事業後のカンファレンスを活用して、家庭児童相談室へつなげています。また、母子保健事業において、育児不安、孤立家族への支援を行い、発生防止に努めます。
現状	健診や相談事業後のカンファレンスを活用して、多職種の情報を総合的に共有し、必要に応じ家庭児童相談室へつなげています。また、健診未受診者については理由や状況の全数把握に努めています。母子保健事業の各教室や訪問事業においても必要に応じ家庭児童相談室へつなげています。また、親子相談において育児不安等への支援を行い、虐待防止に努めています。
課題	虐待の防止、早期発見のためには、対象者を直接確認することが重要となりますが、各健診の受診率は90%前後であり、今後更なる受診率向上は困難な状況です。

今後の取組み	健診や相談事業において多職種で情報を共有し、児童の虐待防止、早期発見に努めていきます。また、相談しやすい体制の整備を図り、育児不安の軽減に努めます。さらに、受診勧奨を強化し、各健診の受診率向上に努めていきます。
担当課	健康支援課

② ひとり親家庭の自立支援

【現状と課題】

ひとり親家庭は年々増加傾向にあります。ひとり親家庭では、仕事と子育てを一人で行わなければならないため、昨今の厳しい雇用情勢のなかで、就業が困難であったり、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況に置かれていることも少なくありません。そのため、保育サービスをはじめとする子育て支援は、ひとり親家庭にとって重要となっています。

本市では、保健福祉・教育関係各窓口で、母子自立支援員等相談員によるひとり親家庭の子育て相談や就業相談に応じる他、職業訓練などの制度の周知を行っています。ひとり親家庭の福祉向上を目的として、ひとり親家庭の父母等及びその児童に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金を支給しています。その他、父母の離婚などによって18歳未満の児童が育成されているひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目指し、児童扶養手当の支給、就学援助等を行っています。

また、民生委員・児童委員によるひとり親家庭に対する相談等については、周囲に配慮の上、電話等に対応し、民生委員から連絡や事例相談のあったケースは関係機関につないでいます。民生委員・児童委員は月1回の定例会で事例発表を行い、委員の相談能力の向上に努めています。今後もサービスの周知、広報を一層進め、住民のニーズに合った事業の検討を進めます。

【基本方針】

ひとり親世帯は増加傾向であり、相談活動とともに、自立に向けての支援策を推進します。

【主な事業・取組み】

ア. ひとり親家庭の自立支援

概要	保健福祉・教育関係各窓口において、ひとり親家庭等の子育てや各種制度についての相談に対応します。また、地域での相談には、民生委員・児童委員が対応しています。
現状	・健診や相談事業などで、離婚・疾病・貧困等の相談を受けた場合や妊娠届出の際、未婚である妊婦など相談を必要とする時は母子・父子自立支援員につなげています。 ・児童扶養手当（母子、父子等）、ひとり親家庭等の医療費助成等の事務を行っています。 ・母子・父子自立支援員による就業相談を行うとともに職業訓練などの制度について周知を行っています。 ・各民生委員・児童委員からの連絡又は事例相談のあったケースは関係機関へつなぎ対応しています。 ・月1回の民生委員・児童委員定例会において事例発表を行い委員間の意識の統一と相談能力の向上を図っています。 ・児童福祉連絡会議は学校と情報交換を行い、児童・家庭への地域による支えを推進しています。 ・家庭の経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒、家庭を認定し、就学援助を行っています。
課題	相談体制は整えていますが、相談件数の増加に加え、それぞれの家庭が抱える問題が複雑化・多様化しているため、それに対応していくことが課題です。
今後の取組み	・妊娠届出、健診や相談事業などで得た情報により必要に応じ関係機関につなげていきます。 ・児童扶養手当（母子、父子等）、ひとり親家庭等の医療費助成等ひとり親家庭の経済的支援に関する事務を円滑に行います。 ・母子・父子自立支援員による就業相談を行っています。また、職業訓練給付金制度などの周知を行います。 ・定例会（月1回）において事例を共有し、意識の統一と相談能力の向上を図ります。 ・地域での支援を推進するため、学校との情報交換を継続して行っていきます。 ・経済的に困窮している家庭に就学援助を行います。
担当課	子育て支援課／健康支援課／社会福祉課／学校教育課

③ 児童発達支援・障がい児の自立支援

【現状と課題】

障がいや発育の遅れ、発達障がいなどのある子どもの育ち、自立を支援するため、母子保健事業の推進、保育体制と教育環境の充実などを含め、それぞれの子どもにあった対応を推進しています。障がいのある子どもについては、乳幼児健康診査により障がいの早期発見・援助に努めています。継続して支援が必要な子どもや家庭へは、家庭訪問、育児相談、発達相談、ことばの相談事業で支援しており、必要により発達支援施設の通所による集団・個別指導につなげています。継続して支援が必要なケースは増加傾向がみられ、専門性が求められるケースも増えていますが、言語聴覚士や心理発達治療士が不足しており、相談回数を増やすためには体制を整える必要があります。

山武市簡易マザーズホームでは児童発達支援、放課後等デイサービス等を実施しています。マザーズホームの保育士と保健師が連携し、集団療育(カンガルーひろば)を年6回行うことで、マザーズホーム通所につなげています。今後、マザーズホームへの通所がスムーズにつながるように親の理解を深めていくことも重要な課題です。また、マザーズホームの通所者が増加しており、希望者が待機状態となっていることも課題です。

障がいのある子どもの保育については、幼稚園、こども園及び放課後児童クラブの利用希望が増えており、障がいのある子どもの受け入れ体制の確保を図るとともに、放課後児童クラブの指導員の確保と対応力の向上などが課題となっています。平成19年度から特別支援教育が導入され、障がいのある子どもの育ちを支援することを基本に、それぞれにあった個別計画をつくり、支援員の配置等教育環境の充実を図っています。

小中学校の特別に支援が必要な児童生徒の個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、関係機関と連携し、一貫した支援を行う必要性があります。また、関係機関との連携と支援員の適正な配置について検討が必要です。

【基本方針】

障がいや発育の遅れ、発達障がいなどのある子どもの育ち、自立を支援するため、母子保健事業の推進、保育体制と教育環境の充実などを含め、それぞれの子どもに合った特別支援の推進を図り、広報活動や関係課、関係機関との連携により障がい児へのサービス提供を促進します。

【主な事業・取組み】

ア. 障がいのある子どもの訓練事業・障害福祉サービスの利用促進

概要	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを実施します。山武市簡易マザーズホームでは児童発達支援、放課後等デイサービス等を実施し、療育活動を行います。母子保健事業では、発達支援の教室等を開催し、療育と相談の場となっています。
現状	日中一時支援サービス、短期入所サービス、移動支援サービス、放課後等デイサービス等様々な障がい児へのサービスの情報を提供し、サービスの利用につなげています。
課題	言語聴覚士、心理発達治療士が不足しており、相談回数を増やすことが難しい状況です。また、保護者の理解を深めていくことも重要な課題です。
今後の取組み	・ 集団療育（カンガルーひろば）にマザーズホームの保育士が参加することにより、マザーズホーム通所へスムーズにつながるよう保護者とのコミュニケーションをとり、理解を深めながら取り組みます。 ・ 障害者総合支援法に基づく、短期入所サービス、日中一時支援サービス、移動支援サービス、放課後等デイサービス等の利用を促進します。今後も、広報活動や関係課、関係機関と連携して、障がい児のサービス利用につながる情報の提供を実施します。
担当課	子育て支援課／健康支援課／社会福祉課

イ. 障がいのある子どもの保育の推進

概要	こども園・幼稚園や放課後児童クラブへの障がいのある子どもの受け入れ体制を整え、適切な対応を行います。
現状	集団生活の可能な児童について職員の加配等により対応しています。
課題	放課後児童クラブについても支援員の確保と対応力の向上が必要です。
今後の取組み	支援を必要とする児童には支援員の適正な配置を行い、適切な対応に努めます。
担当課	子育て支援課

ウ. 特別支援教育の推進

概要	障がいのある子どものそれぞれの状況を把握し、その人にあった個別計画を作成し、支援できるように福祉・保健・教育の各分野の関係機関と連携し、介助員の配置により、学校での生活を支援します。
現状	- 特別支援学級の担当者及び介助員研修会を通じて理解を深め、個別の指導計画と個別の支援計画を作成し、支援に役立てています。就学指導委員会を年2回実施し、特別な支援を必要とする児童生徒の把握・対応について検討しています。 - 小中学校、合わせて24名の支援員を配置し、教育活動を支援しています。
課題	- 小中学校の特別に支援が必要な児童生徒の個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、関係機関と連携し、一貫した支援を行う必要性があります。 - 関係機関との連携と支援員の適正な配置について検討が必要です。
今後の取組み	- 個別の障がいに対応できるよう、特別支援教育についての理解と実践力の向上を図ります。 - 小中学校の実態に応じて、支援員の適正な配置を行います。
担当課	学校教育課

(2) 安心して子育てできるまちづくりの推進

① 安全で快適な住環境整備の推進

【現状と課題】

「山武市総合計画」などまちづくり計画に基づき、住民が安心して暮らせるまちを目指し、子どもたちが自然のなかで生き生きと育つように子どもの成長を支援する環境づくりを推進しています。

子どもや妊産婦、親子連れが安心して外出できるということは、あらゆる人が快適に暮らせる環境であるとも言えます。歩道や交通安全施設、公共施設における子育て支援スペースの確保、親子で利用しやすい公共施設の整備、バリアフリー化など、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めていくことが重要となっています。

本市では、まちづくり計画に基づき、市民の憩いの場である公園の整備、幹線道路や通学路等の歩道の整備、防犯灯のLED化、カーブミラーの新設、修繕、交通安全看板の設置など、安心・安全なまちづくりを進めています。

住まいは日常生活の基盤となる場所であり、若い世代の定住を図る上でも良質な住宅の確保は重要な課題です。子どもや子育て家庭に安全で住みやすい、良質な住居空間が提供できるように、公営住宅の管理・整備や子育て世帯の優先入居を検討するなど、公営住宅の総合的な対策を検討していく必要があります。また、市営住宅の老朽化が進み、建て替えを検討する時期にきているため、長期的な視野に立った計画の修繕・建て替え方針を検討していくことも求められます。

【基本方針】

まちづくり計画に基づき、子どもと子育て家庭が快適に暮らせるように、バリアフリー化等も含め、生活環境の向上を図るための整備を促進します。

子育て家庭の住宅の確保について、公営住宅の利用等を踏まえ、公営住宅の維持・管理に取り組みます。

【主な事業・取組み】

ア. まちづくり計画

概要	機能的な都市活動の推進、良好な市街地環境の形成のため、都市計画を設定しています。市民の憩いの場の確保のため公園を整備します。都市公園6か所、児童公園等129か所の他、さんぶの森公園等の大きな公園3か所を設置し、維持管理を行います。また、県立都市公園が1か所設置されています。
現状	- 公園の維持・管理を実施しています。成東総合運動公園では、七夕飾り、さんぶの森公園では体験型音楽祭等のイベントも行われています。また、さんぶの森公園にローラーすべり台を新規設置しました。 - 公園の管理協定を地元自治会等と締結し、協働での管理を推進しています。
課題	順調に事業が進められ大きな課題はありません。
今後の取組み	- 成東城跡公園について、改修、整備を行います。 - 成東総合運動公園は、特に遊歩道等の環境整備に努めます。 - さんぶの森公園は、利用者の利便性向上のため、公園施設の維持・管理に努めます。 - 地元自治会等と公園の管理協定の締結を進め、協働での管理を推進していきます。
担当課	都市整備課／スポーツ振興課／さんぶの森公園管理事務所

イ. 防犯・交通安全施設の整備

概要	山武市安心で安全なまちづくり推進条例に基づき夜間における生活安全の確保を図るため防犯灯を設置します。 また、交通安全看板、ガードレール、カーブミラー等については各地区及び学校からの要望により市で設置します。信号機・交通規制については、公安委員会へ要望を伝えます。
現状	・安心・安全な生活環境の確保、防犯対策の向上、防犯等の消費電力を抑制するため、LED防犯灯に交換、設置を行っています。 ・夜間における危険箇所の暗がり解消し、市民の安全が確保されています。 ・カーブミラー新設については、区長・自治会長の要望（申請）に基づき現地等を確認し危険箇所から随時行っています。 ・交通安全看板については、区長・自治会長からの要望と関係機関により実施した現地診断結果により看板を設置しています。 ・ガードレールの設置、区画線等の交通安全施設の整備を実施しています。
課題	・LEDの明るさが強すぎるため、農作物の発育に影響を与えるといった理由で、元の蛍光灯に戻した方がよいといった意見もあります。目に優しく、農作物の発育に影響しない次世代の防犯灯の登場が望まれます。
今後の取組み	引き続き、夜間における生活安全の確保を図るため防犯灯の設置、整備を実施します。また、市内の交通安全推進のため、カーブミラーの新設、修繕、交通安全看板の設置を実施します。重要性・緊急性を考慮しながら、市道の改良、歩道整備を実施します。
担当課	市民課／土木課

ウ. 公営住宅の管理・整備

概要	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者へ低廉な家賃で住宅を提供します。また、市営住宅の運営管理と施設維持管理を効率的に行い、住宅を確保します。
現状	設備の改修等を行い、市営住宅の管理を実施しています。入居については、希望者の申請を受け、入居者選考委員会を開催し、住宅困窮度を判定したうえで入居者を決定しています。

課題	市営住宅 153 戸の内、129 戸が昭和 55 年以前に建設されたものであるため、建物の老朽化が進み補修費用等の更新費が増加しています。入居者の多くが福祉施策の対象者であるとともに入居者の高齢化が進み、一人暮らし高齢者世帯も増加の傾向にあります。
今後の取組み	• 施設の老朽化により、建て替えを検討する時期にきており、人口減少・一人暮らし高齢者の増加という状況も鑑みながら、今後の市営住宅施策について関係課と協議していきます。 • 審議機関として（仮）市営住宅のあり方検討委員会を設置し、施設整備の方向性を検討していきます。
担当課	都市整備課

② 地域安全活動の推進

【現状と課題】

本市では、季節ごとの交通安全運動期間中に、交通安全協会の協力により交通安全啓発キャンペーンや主要交差点において街頭監視と交通安全指導を実施しています。また、小学校では警察と交通安全協会の協力により年 1 回交通安全教室を開催しています。

さらに、山武警察署管内市町で構成する幼児交通安全指導協議会（ベコちゃんクラブ）は、幼児交通安全指導員 2 人体制で年間を通じこども園・幼稚園の子どもの成長にあわせた交通安全教室を実施しています。

防犯については、近年、子どもが被害にあう重大な犯罪が全国的に多発しており、本市では、防犯協会や防犯パトロール隊による青色回転灯搭載車を使用した防犯パトロールを実施しています。また、市では不審者情報等を迅速に提供するため、さんむ防犯メールの配信を始めています。

地域においては、通学時の安全を確保するための車両、近隣家庭や店舗などを「子ども 110 番の家」として、市内のタクシー会社の車両などを「うごくこども 110 番」として、協力を依頼しています。また、学校防犯支援事業により、学校防犯指導員による巡回パトロールを計画的に行い、登下校の安全や犯罪の抑制に効果を上げています。

青少年の健全育成活動としては、青少年育成市民会議の会員による毎月 1 回の夜間パトロールが行われています。

防犯パトロールは、実質的にはボランティアの有志の方々に成り立っており、高齢化により長く続けられる方が減少し、班編成や新しい隊員の募集が課題となっています。また、メール登録をすることが高齢者の方には困難な場合もあり、防災行政無線等と併用する必要性も考えられます。

【基本方針】

関係機関と地域の協力を得ながら、交通安全についてのマナーの啓発と交通安全活動を推進します。

【主な事業・取組み】

ア. 交通安全活動・教育

概要	警察署・交通安全協会と協力して、交通安全マナー等の意識向上を図ります。また、幼児の交通事故防止のため交通安全について、こども園・幼稚園・学校での交通安全教室などにより交通ルールやマナーについての啓発を行います。
現状	- 交通安全協会による街頭監視活動や各季節の交通安全運動週間時において、交通安全の啓発広報を実施しています。 - 交通安全協会及び山武警察署の指導により交通安全教室を実施しています。また、こども園・幼稚園では、幼児交通安全指導員による交通安全教育を実施しています。 - 交通安全広報チラシや自転車マナー啓発のチラシを回覧、配布しています。
課題	順調に事業が進められ大きな課題はありません。
今後の取組み	警察署、交通安全協会と協力して街頭監視や啓発活動を通して、交通安全マナー等の意識向上を図ります。新しい教材を活用し「親子や子ども達のみで楽しめる交通安全教育」を実施します。
担当課	市民課

イ. 防犯対策

概要	防犯協会や防犯パトロール隊が定期的に青色回転灯搭載車で市内をパトロールしています。県、市、防犯協会指導員による、防犯キャンペーンや防災行政無線・広報紙による啓発活動を行います。青少年育成市民会議会員による夜間パトロールを実施します。また、子どもたちを犯罪から守るため、携帯電話やパソコンに防犯情報メールを配信します。
----	--

現状	- 青色回転灯搭載車による防犯パトロールを防犯協会、防犯パトロール隊が実施しています。 - 学校防犯支援事業により、学校防犯指導員による巡回パトロールを計画的に行い、登下校の安全や犯罪の抑制に効果を上げています。 - 青少年育成市民会議会員が、定期的に青色回転灯搭載車で夜間市内パトロールを実施しています。 - 防犯情報をいち早く知らせるため警察や教育委員会から直接さんむ防犯メールの配信を実施しています。
課題	- 防犯パトロールは、実質ボランティアで有志の方々により成り立っています。高齢化により長く続けられる方が減少しており、班編成や新しい隊員の確保に苦慮しています。 - 引き続き、学校防犯指導員との連携を密にし、活動することが必要です。 - メール登録をすることが高齢者の方には困難な場合もあり、防災行政無線等と併用する必要があります。
今後の取組み	- 防犯協会、防犯パトロール隊及び各種団体の協力を得て、防犯パトロール、防犯キャンペーン及び啓発等の防犯活動を実施します。 - 学校防犯指導員と学校職員・PTA・地域等の連携をさらに強化し、防犯活動を実施します。 - 青少年育成市民会議会員が夜間定期的に青色回転灯搭載車で市内をパトロールします。 - 山武市安心安全メールとして、引き続き不審者等の情報を登録者に発信していきます。
担当課	市民課／学校教育課／生涯学習課

ウ. 有害環境対策

概要	青少年の健全育成・非行防止のため、有害となる図書等を青少年の目に触れないようにする等の対策を実施します。
現状	青少年育成市民会議会員が毎月1回の夜間防犯パトロールにおいて、コンビニエンスストアの成人向け図書コーナーなどの監視や立寄りを行っています。
課題	順調に事業が進められ大きな課題はありません。
今後の取組み	関係団体の協力を得て、パトロール等を実施します。
担当課	生涯学習課

③ こども園・幼稚園・学校等と地域が連携した安全活動の推進

【現状と課題】

本市では学校支援ボランティアの協力により、登下校時の安全指導や学校防犯指導員による巡回パトロールを実施しています。土木事務所や山武警察署と連携し通学路合同点検を実施するなど、地域全体で子どもを見守る体制の充実を図っています。また、市内で起きた不審者情報について、学校配信メールを活用し、保護者に情報提供しています。

こども園・幼稚園・学校では、不審者侵入による事故対策のため、緊急対応マニュアルを作成し、全職員による対応を進めるとともに、避難訓練等の実施により安全な避難誘導等の対応を図っています。

今後も組織的な取り組みや啓発活動、恒常的な安全計画の見直しや安全点検が必要です。

【基本方針】

地域で子どもを守り、子どもが安全に育ち、子育て家庭が安心して暮らせるように、地域と連携して「地域を守る、子どもを守る活動」を推進します。

【主な事業・取り組み】

ア. 登下校時の安全活動

概要	子ども見守り隊をはじめとする地域ボランティアやPTAによる登下校指導、通学路の巡回等を実施するとともに、防災行政無線による住民への小学生下校時の見守り協力依頼、防犯指導員による下校指導及び巡回パトロールを実施します。
現状	- 学校支援ボランティアの協力による登下校時の安全指導や学校防犯指導員による巡回パトロールを実施しています。また、土木事務所や山武警察署と連携し通学路合同点検を実施しています。 - 市内で起きた不審者情報については学校配信メールを活用し、保護者に情報提供しています。
課題	今後も一層の組織的な取り組みと啓発活動が必要です。
今後の取り組み	登下校時の安全を確保するための情報の共有化により効果的な安全指導体制を構築します。
担当課	学校教育課

イ. こども園・幼稚園・学校等の安全活動

概要	学校安全マニュアルに基づいて毎月 1 回の安全点検と、防犯上の問題等を確認します。門扉の施錠、来園者の対応、保育室への防犯ベルの設置等安全対策を実施します。
現状	全ての学校で安全指導計画を作成し、毎月 1 回の安全点検や定期的な避難訓練を実施しています。また、災害発生時を想定し児童の引渡し訓練を実施しています。災害発生時に備え、各園に緊急通報装置を設置しています。
課題	安全指導計画の見直しと安全点検を形骸化させないことが必要です。
今後の取組み	安全指導計画に基づいて、より実践的な避難訓練等を展開し防災能力の向上を目指します。
担当課	学校教育課／子育て支援課



基本目標 2：子どもが心豊かにたくましく育つ教育の推進

(1) 学校の教育環境等の充実

【現状と課題】

学校教育は子どもたちの成長と発達における基盤となるものであり、極めて重要な役割を果たすものです。国では、第2期教育基本計画において、幼稚園から高校までの教育機関に対し、「生きる力の確実な育成」を基本目標に掲げ、学力養成や体力養成、いじめ・不登校などの状況改善などに取り組んでいます。

本市では、地域の特性を踏まえながら、国及び県の文教施策に基づいて、「生きる力」を育む学校教育の充実、国際化・情報化・科学技術の急速な進展に対応できる児童生徒の育成を図っています。今後も、子どもが個性と可能性を十分に発揮しながら成長できるように、学校の教育環境等の充実を図っていく必要があります。

各学校では、「確かな学力」を身につけるための研究を進め、特に授業の中で少人数指導やIT教育を取り入れ、きめ細かな指導の工夫に焦点を当てています。

また、地域の人材や特産物などの教育資源を活用し、米作り体験や郷土料理を作るなど特色ある総合的な学習を展開しています。また、体力づくりでは、部活動に児童生徒も顧問も熱心に取り組んでいるほか、体育祭、マラソン大会など体育行事を実施しています。

学校の運営面では、年度始めに学校教育目標を明らかにして評価と検証を行い、その結果を次年度の取組みに生かしていますが、信頼できる学校づくりに向けて、さらに、各種活動や広報等を通じて保護者との連携を深めていく必要があります。

また、小学校への移行を円滑に行うため、こども園・幼稚園の教職員が意見交換を行っていますが、健全な子どもの育成に努めながら、教育、保育の一体的な提供の推進に向けて相互理解に努め、定期的、継続的に関係者の共通理解を図り、一貫した指導を行っていく必要があります。

【基本方針】

指導力・授業力向上や健全な身体づくりなどに取り組み、子ども一人ひとりの個性・可能性を大切に、生きる力を育む教育を推進するとともに、信頼される学校づくり、幼保一体化を推進します。

【主な事業・取組み】

ア. 学力向上のための授業研究

概要	I T活用や少人数指導等によるきめ細かな指導を展開するなど新手法を取り入れ、理解が深まるよう工夫して授業を行います。指導法についても研究に努めており、教育課程や時間割の弾力的運用を図ります。
現状	市内の全小中学校にタブレット型P Cを導入するにあたり、各学校等の代表による「情報推進会議」を立ち上げ、組織的・計画的に研修や協議を行いました。また、小学校に少人数指導講師を派遣しています。
課題	指導方法の改善が主体的にできるようにすることが必要です。
今後の取組み	実践的な授業研究等を重ね指導力・授業力の向上に努めます。
担当課	学校教育課

イ. 総合的な学習時間の実施

概要	地域の教育資源を活用し、創意工夫をした特色ある総合的な学習を展開します。
現状	米作り体験や苺作り、太巻き寿司づくりなどの、地域の人材や特産物を活用した授業を多数実施しています。体験授業を実施するため学校支援ボランティアを講師とし、授業を実施しています。
課題	地域の人材や教材について、学校が情報を共有できるようにすることが課題です。
今後の取組み	地域の人材や教材について、学校が情報を共有できるようにします。また、効果的な実践例を研修するなど指導内容を充実させます。
担当課	学校教育課

ウ. 健全な身体づくり(部活動の実施、体育行事の実施)

概要	部活動には生徒も顧問も熱心に取り組んでおり、多くの生徒が参加の体制で実施します。主な学校行事として体育祭やマラソン大会を実施します。
現状	体育の授業を中心に組織的・計画的に健全な体力づくりを進めています。また多くの生徒が部活動に参加し体力の向上等を目指し努力しています。さらに運動会・体育祭やマラソン大会などの学校行事も充実しています。

課題	学校行事をはじめ、児童生徒の活動を意図的に計画していく必要があります。
今後の取組み	教科体育の一層の充実を目指します。また、部活動においては指導方法や技術の研修も進め、効果的に展開させます。
担当課	学校教育課

エ. 信頼できる学校づくり(学校教育目標の公表・学校評価の実施)

概要	年度初めに学校教育目標を明らかにし、日々の実践を積み重ね、定期的に学校評価を保護者に依頼しています。各学校独自の評価を実施し、次年度の取組みに生かします。
現状	山武市立小学校及び中学校管理規則、同幼稚園管理規則に学校評価を位置づけ、全ての学校・幼稚園で自己評価及び学校関係者評価を行っています。また、その結果を学校だより等を通じて公表するとともに、次年度の学校運営資料として生かしています。
課題	各種活動や広報等を通じて保護者との連携を深めていく必要があります。
今後の取組み	様々な機会の広報活動等を活かし、教育目標の浸透を図ります。また、学校評価等で検証し目標を発展させます。
担当課	学校教育課

(2) いじめ・不登校などへの対応

【現状と課題】

いじめや不登校の問題は子どもたちの成長に大きな影響を及ぼす課題です。本市では、市内すべての小中学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し指導を展開しています。いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童に対しては、家庭児童相談員、家庭教育指導員、スクールカウンセラー、心の教室相談員等が相談に応じ、学校・警察署や児童相談所等と連携して保護に努めています。犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的なダメージは大きい。ため、防止対策として、スクールカウンセラーの全校配置など、子どもや親、教職員がいつでも相談できる体制づくりなど、児童相談所や学校等の関係機関との連携強化やカウンセリングの充実等を図っていく必要があります。

不登校、引きこもりについては学校全体で当該児童生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラー、心の教室相談員が教職員との情報交換を積極的に行い、担任と協力して家庭訪問等を実施しています。

予防対策として、スクールカウンセラーの全校配置など、子どもや親、教職員がいつでも相談できる体制づくりを検討していく必要があります。

【基本方針】

いじめや不登校など学校生活での悩み・課題を持つ子どもへの対応・支援として、被害を受けた子どもの保護対策に努めるとともに、スクールカウンセラーによる相談体制の拡充、各種相談窓口や関係機関等との連携を図れるように努めます。

【主な事業・取組み】

ア. いじめ等の被害にあった子どもの保護

概要	いじめ等の被害を受けた子どもに対し、家庭児童相談員・家庭教育指導員・スクールカウンセラー・心の教育相談員が学校・警察署・児童相談所等と連携を図り、保護、対策を協議します。
現状	- 市内すべての小中学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し指導を展開しています。また、いじめアンケート調査を毎学期実施し、現状の把握に努めています。さらに、アンケート結果を参考に教育相談活動を積極的に行ったり、いじめ問題メール窓口などの相談機関を積極的に周知し、問題の早期発見・解決を図っています。 - 児童福祉連絡会議等において地域児童生徒の情報を学校と民生委員で共有し地域における支援を行っています。
課題	- いじめを許さない環境作りのために、市民全体でいじめ防止、いじめ早期発見及び対処を推進していく必要があります。 - いじめ防止等のための対策が関係者の連携のもと適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体と連携を強化していく必要があります。
今後の取組み	「いじめ防止対策推進法」に基づいて、いじめ防止を徹底的に推進します。 - 児童福祉連絡会議等において地域児童生徒の情報を学校と民生委員で共有し地域支援を推進します。
担当課	子育て支援課／学校教育課／社会福祉課

イ. 不登校・引きこもり対策

概要	不登校・引きこもりについて学校全体で当該児童生徒に関する共通理解を深め、スクールカウンセラー・心の教育相談員・家庭教育指導員の支援を受けながら登校へ向けての支援を行います。
現状	• スクールカウンセラー、心の教室相談員が教職員との情報交換を積極的に行い、担任と協力して家庭訪問等を実施しています。また、学校が関わりを持ちにくい家庭については、訪問相談員とも連携を図りながら、学校と家庭とのつながりを持てる体制づくりを行っています。さらに、ハートフルさんぶの適応指導教室とも連携を図っています。 • 家庭教育指導員が、主に学校との信頼関係を損ねた保護者からの不登校相談に応じています。教職員やスクールカウンセラー、心の教室相談員等と情報交換を行い、ケースによっては家庭訪問を実施しています。
課題	予防対策として、スクールカウンセラーの全校配置など、子どもや親、教職員がいつでも相談できる体制づくりを検討していく必要があります。
今後の取組み	• 不登校の実態に応じた適切な指導を展開するために、関係する機関等の連携を強化します。 • 家庭教育指導員による相談を実施します。
担当課	学校教育課／生涯学習課

ウ. 相談体制の拡充

概要	スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施します。
現状	• 教育相談活動を学期ごとに1回実施しています。スクールカウンセラー、心の教室相談員が児童生徒、保護者、教職員から寄せられるいじめ相談、不登校相談に対応しています。 • 家庭教育指導員が、電話や面談による子育て相談に応じています。内容によっては教職員やスクールカウンセラー、心の教室相談員等と情報交換を行うなど連携して実施しています。
課題	学校生活、家庭生活での悩みなどが複雑化するなか、各種相談員・相談窓口が連携して対応できるように連絡・協議の場を確保することが必要です。

今後の取組み	• 全職員が教育相談の目的を理解し実践します。 • 家庭教育指導員による相談を実施します。
担当課	学校教育課／生涯学習課

(3) 児童健全育成活動と子どもの多様な体験活動の推進

① 児童健全育成活動の推進

【現状と課題】

子どもは様々な体験を通じて多くのことを学び、吸収して成長する力を持っています。本市でも、学校の指導計画に児童生徒の健全育成を位置づけ、PTA活動や行政関係の青少年健全育成事業などと連携を図ってきています。

各小中学校ではPTAや地域と連携した、こども見守り活動等を実施しています。学校防犯指導員による毎日の巡回指導や、学校での不審者対応避難訓練においては講師として指導助言、また、防災行政無線で市民に下校時の子どもの見守りの協力をお願いしました。子ども会を含めた青少年健全育成団体の活動を継続的に支援するとともに、団体相互の協力や連携を促進しています。

今後も行政、PTA及び学校防犯指導員との連携を図り、一体感を持たせることが必要です。

【基本方針】

子どもたちの健全育成を地域で見守るため、PTAや地域と連携した児童健全育成活動を推進します。

【主な事業・取組み】

ア. 児童の健全育成

概要	学校の指導計画に児童生徒の健全育成を位置づけ、PTA活動や行政関係の青少年健全育成事業などと連携を図り事業を進めます。児童生徒の健全育成に関する「生徒指導計画」の策定や、学校や学習への適応指導、基本的な生活習慣の指導及び問題行動に関する指導を行います。
現状	• 各小中学校でPTAや地域と連携した、こども見守り活動等を実施しています。 • 学校防犯指導員による毎日の巡回指導や、学校での不審者対応避難訓練において講師として指導助言を行っています。 • 防災行政無線を活用して午後2時30分の放送で、市民に下校時の安全について見守りの協力をお願いしています。
課題	行政、PTA及び学校防犯指導員との連携を図り、一体感を持たせることが必要です。

今後の取組み	市内PTA活動の連携を強めて、児童生徒の安全確保のための活動を実施します。
担当課	学校教育課

イ. 青少年健全育成事業

概要	青少年相談員及び青少年育成市民会議会員による健全育成活動を行います。地域・学校・家庭の連携で、青少年健全育成に取り組めます。
現状	青少年相談員・青少年育成市民会議ともそれぞれ青少年の健全育成を目的とした事業に取り組んでいます。子ども会を含めた青少年健全育成団体の活動を継続的に支援するとともに、団体相互の協力や連携を促進しています。
課題	学校との連携により、より良い事業内容を検討する必要があります。
今後の取組み	青少年相談員及び青少年育成市民会議会員による健全育成活動を行います。地域・学校・家庭が連携し、青少年健全育成に取り組めます。
担当課	生涯学習課

② 多様な体験活動機会の拡充

【現状と課題】

地域が子どもの健全な育成を見守ること、多世代が地域でふれあい、関わりあうことは、子どもにとっても、地域にとっても、大人にとっても重要なことと再認識されています。本市においても核家族化が進むなか、世代間交流のための場として、各地区の施設を活用し、地区社会福祉協議会活動などを通じて、こども園や幼稚園の行事に高齢者を招待したり、中学生や高校生の体験学習の受け入れ、また、中学生や高校生と福祉協議会員による駅でのあいさつ運動を、地区の社会福祉協議会と共催して実施するなど、子どもと大人の幅広い年代のなかで交流を図っています。

また今日、テレビやインターネット等の普及により「活字離れ」や「読書離れ」等が懸念されているため、子どもが自ら本を選んで読み、生涯にわたる読書習慣を身に付けるため、幼少期から読書に親しむような環境づくりに取り組むことも必要になります。図書館での定期的な「おはなし会」の開催など本に親しむ機会と読書活動を推進しています。

また、子ども会連合会を通じて子ども会活動を支援するとともに、ジュニアリーダースクラブの育成、支援を地域の協力を得ながら行っています。

社会とのつながりや働くことの意義を感じ、将来に向けた自分の生き方を見出していく力を育むため、いきいき体験教室や「ゆめ仕事ぴったり体験」、「職場体験学習」など各年齢に応じたキャリア教育を行っています。一方、小学校の職場体験の受け入れ先の確保も課題となっています。

【基本方針】

地域で多様な体験の場やふれあいの場、異なる世代、異なる年齢の子ども同士の交流の場を確保し、地域住民の参加を促進します。

【主な事業・取組み】

ア. 世代間交流の推進

概要	こども園・幼稚園の行事に高齢者を招待するなどの交流事業や地区社会福祉協議会主催の「いきいきふれあいサロン」等を実施します。
現状	- こども園・幼稚園の行事に高齢者を招待するなどの交流事業を行い、体験学習として中学生や高校生の受け入れも行い、交流を図っています。 - 運動会に地域のお年寄りを招待し、交流を深めました。また、地区の社会福祉協議会と共催して、中高生と福祉協議会員が駅前で挨拶運動を実施しています。
課題	地域社会との連携や体験学習等の充実を図る必要があります。
今後の取組み	運動会をはじめ文化的な活動においても交流を深めます。さらに、高齢者の方々から学ぶ機会も工夫して実施します。
担当課	子育て支援課／学校教育課

イ. 読書活動の推進、子ども会活動、ジュニアリーダー活動

概要	- 図書館の協力により、読み聞かせや、良い本を提示することで良好な読書環境を形成します。 - 子ども会活動、ジュニアリーダースクラブの団体育成等、リーダー研修会や育成者講習会の開催などを行います。
現状	- 図書館3館で定期的な「おはなし会」を開催した他、夏休み読書ラリー、読み聞かせ講座等を行い、読書活動を推進しています。 - 子ども会連合会を通じて子ども会活動を支援するとともに、ジュニアリーダースクラブの育成、支援を行っています。
課題	参加者増加のための事業の見直しを検討します。

今後の取組み	• 「おはなし会」や夏休み読書ラリー等の事業継続のほか、読み聞かせや読書活動を様々な機会を活用して推進します。 • 子ども会、ジュニアリーダースクラブの育成、支援を行います。
担当課	図書館／生涯学習課

ウ. いきいき体験教室・職業体験学習等

概要	いきいき体験教室や、小学校6年生の「ゆめ仕事びったり体験」、中学校2年生の「職場体験学習」を実施します。
現状	• いきいき体験教室は、科学体験などを取り入れて開催し、異年齢交流の場となっています。 • 「ゆめ仕事びったり体験」、「職場体験学習」はキャリア教育の一環としての充実を図るため300か所以上の受け入れ先を確保し実施しています。
課題	小中学校で職場体験学習を実施しており、受け入れ先の確保を図ることが必要です。
今後の取組み	• 地域団体の協力を得ながら、様々な体験ができるよう継続して実施します。 • キャリア教育のねらいや成果等を効果的に地域にも発信します。
担当課	生涯学習課／学校教育課

(4) 家庭と地域の教育力の向上

【現状と課題】

子どもの健全な自立のために、家庭や地域で見守られながら健やかに成長することが大切です。本市では、より良い親子関係を築くことを目的にした親業講座を開催しています。また、地域の大人と子どもが参加できる講演会や家庭教育学級などの行事も行っています。今後も多くの保護者に関心を持ってもらえるように工夫しながら、こうした行事を継続していくことが必要です。

【基本方針】

より良い親子関係を築くための講座や、大人と子どもが参加できる行事を開催します。

【主な事業・取組み】

ア. 親業講座

概要	より良い親子関係を築くため、親としての役割や子どもとのコミュニケーションの方法を学ぶ機会として親業講座を開催します。
現状	親業入門講座、親業講座、親業講演会を開催しています。
課題	多くの保護者に関心を持って参加してもらえるよう工夫が必要です。
今後の取組み	より良い親子関係のための講座を引き続き実施します。
担当課	生涯学習課

イ. 家庭教育学級

概要	家庭や地域の教育力向上を目指し大人と子どもが参加できる内容で講演会や家庭教育学級を開催します。
現状	市内のこども園・幼稚園・小中学校でそれぞれ、家庭教育学級を開催しています。
課題	多くの保護者に関心を持って参加してもらえるよう工夫が必要です。
今後の取組み	関係機関と連携し、大人と子どもが参加できる行事を実施します。
担当課	生涯学習課

基本目標3：安心して子どもを生み育てられる環境づくり

(1) 親子の心と身体健康づくりの推進

① 健康診査

【現状と課題】

母子保健では妊娠や乳幼児を対象とした妊婦乳児一般健康診査、妊婦歯科健康診査、乳幼児健康診査を行っており、各種健診の受診の勧奨や健診後の指導の充実などきめ細やかな対応に取り組んでいます。

健診結果等で継続して見守りや関わりが必要な親子がみられます。専門的な対応の必要性も高まっており、専門職の確保やネットワークの強化が求められます。

近年、未入籍、若年妊婦などハイリスク妊婦が多い状況が続いている一方で、受診率の向上が課題であり、今後も健康診査の重要性と受診の啓発に努めていく必要があります。

【基本方針】

健康増進計画等を踏まえ、妊娠から出産、子どもの成長など各段階に沿った親子の健康づくり施策を推進します。

【主な事業・取組み】

ア. 医療機関委託健康診査(妊婦、乳児)

概要	- 妊婦一般健康診査は、妊婦1人につき14回を基準とし委託医療機関で実施しています。 - 乳児一般健康診査は、乳児1人につき2回を基準とし、生後3～8か月と生後9～11か月に委託医療機関で実施しています。
現状	- 妊婦一般健診の受診率は毎年約80%で推移しています。 - 乳児一般健診の受診率は毎年約70%で推移しています。
課題	- 全員が妊婦一般健診を14回受診するわけではなく、転出や届出が遅れる妊婦もあり、受診率の増加は困難な状況です。 - 全員が乳児一般健診を2回受診するわけではないため、受診率の増加は困難な状況です。
今後の取組み	- 妊婦一般健診の重要性についての周知と未受診者のフォローに努め、安心して妊娠・出産できるよう妊婦の支援を行います。 - 乳児一般健診の重要性についての周知と、未受診者の勧奨に努め、受診率の向上を図ります。
担当課	健康支援課

イ. 妊婦歯科健康診査

概要	妊娠届提出の際、希望者に妊婦歯科健康診査申込書及び実施記録票を発行し、妊娠中に1回、市内契約歯科医院において公費負担で妊婦歯科健診を実施しています。
現状	受診率は、事業を開始した平成23年度は15.6%で、その後年々増加し、平成25年度は25%となりましたが、まだ未受診者が多い状況です。
課題	受診を希望しても受診しない方が多く、受診率が低い状況です。
今後の取組み	妊娠届出時に事業の周知を図るとともに、未受診者への受診勧奨を積極的に行うことにより、受診者数の増加に努めます。
担当課	健康支援課

ウ. 乳幼児健康診査

概要	発育・発達の節目時期（4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児）に合わせ、健康診査を実施しています。また、2歳6か月児を対象に歯科健康診査を実施しています。健診前後にカンファレンスを行い、子育て支援や虐待予防、発達支援等が必要な親子と継続して関わりを持つ機会としています。各健康診査未受診者についてはその理由や家庭状況の全数把握に努めています。
現状	- 受診率は毎年90～95%前後で推移しています。各健診の未受診者には、訪問または電話での受診勧奨を行っています。平成25年10月から国のモデル事業として乳児健康診査の際、腎エコー検査を実施しています。 - 健診後のカンファレンスを通し、対象となる親子の支援内容を明確にし、早期支援につなげるよう努めています。
課題	2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査の受診率が90%前後で推移しており、他の健診と比較するとやや低い状況です。積極的に未受診者の受診勧奨に努めており、訪問をして健診の必要性を説明しても受診しない家庭があるため、今後さらなる受診率向上は困難な状況です。腎エコー検査については国のモデル事業が終了した場合は、さんむ医療センターへ委託し継続することが必要となります。

今後の取組み	・乳幼児の健康の保持増進のため、各乳幼児健康診査の受診率向上に努めます。また、国のモデル事業として乳児健診の際、実施している腎エコー検査が終了となった場合は、乳児の病気の早期発見のため、さんむ医療センターへの業務委託について検討します。 ・子育て支援や虐待予防、発達支援等が必要な親子と継続して関わりを持つ機会として、内容等を検討しながら実施します。
担当課	健康支援課

② 育児相談・健康支援

【現状と課題】

母子保健事業と学校保健事業を中心に子どもと母親の健康を確保・増進するため、訪問指導、健康教育、健康相談、予防接種などを行っています。

妊娠届出の際、必ず保健師が面接を行い、ハイリスク妊婦と判断された場合は地区担当保健師につなぎ支援をしており、特定妊婦は必要に応じ家庭児童相談室と連携し、適切な支援に努めています。

また、予防接種法の改正への対応、乳児家庭全戸訪問など、国の動向を踏まえながら推進しており、様々な場面で親子に関わりながら、親子の健康づくり支援をしていくことが重要です。

【基本方針】

健康増進計画等を踏まえ、妊娠から出産、子どもの成長など各段階に沿った親子の健康づくり施策を推進します。

【主な事業・取組み】

ア. 妊婦健康相談

概要	妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付する際に、保健師等が面接を実施しています。面接時に妊婦の体調確認、サービスの紹介、妊娠期に必要な情報提供を行います。またハイリスク妊婦の早期発見に努め今後の支援につなげます。
現状	未入籍、若年妊婦などハイリスク妊婦が多い状況が続いているため、妊娠届出の際、必ず保健師が面接を行い、ハイリスク妊婦と判断された場合は地区担当保健師につなぎ支援しています。また、特定妊婦は必要に応じ家庭児童相談室と連携し、適切な支援に努めています。
課題	妊娠届出数は年々減少していますが、支援が必要な妊婦は年々増加しています。

今後の取組み	妊娠届出時の保健師による面接の際、妊娠の全体像からハイリスクや特定妊婦を把握していきます。また、家庭児童相談室との連携を強化し早期の支援に努めます。
担当課	健康支援課

イ. パパママサロン

概要	妊婦及び家族に対し、妊娠・出産・育児の専門的な知識を普及するとともに、妊婦同士の情報交換、交流の機会として実施しています。
現状	年3回（1回2日間コース）実施しています。2日目は家族が参加しやすい日曜日に開催しています。
課題	定員20組ですが、毎回定員に満たない状況です。
今後の取組み	事業内容、実施方法等を検討し、参加しやすい教室の実施により、受講者数の増加に努めます。
担当課	健康支援課

ウ. 妊産婦・乳児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業を含む）

概要	妊産婦並びに乳児を対象とし、助産師・保健師が訪問指導を実施しています。出生通知書により希望のあった方だけでなく、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を目指し市内への里帰りにも対応しています。また、平成25年度から低体重児の訪問指導が県からの権限移譲により市の業務となり、低体重児出生届により助産師・保健師が訪問指導を実施しています。
現状	- 低体重児の届出等により、助産師・保健師が年間20件前後の訪問指導を行っています。 - 乳児家庭全戸訪問事業として、100%の実施を目指しています。また、産後うつ病の早期発見（EPDS実施）にも努めています。 - 訪問を希望する妊婦や継続支援が必要な母子は助産師・保健師が随時訪問指導を行っています。
今後の取組み	低体重児の訪問指導は、出産医療機関との連携と適切な対応が求められるため、会議の開催や研修会への参加等により助産師、保健師の力量向上に努めます。

今後の取組み	- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、市内里帰り出産の乳児への訪問も含めて、全数実施を目指します。 - 妊産婦・乳児への訪問による指導は、助産師・保健師が必要に応じ継続して実施します。また、訪問指導の充実を図るため、助産師、保健師の確保に努めます。
担当課	健康支援課

エ. すくすく広場

概要	乳幼児とその家族を対象に、子育て支援センター等で毎月2～3回開催し、身体計測、育児・栄養・歯科の相談や講話を行っています。乳幼児健診でフォローが必要と判断された乳幼児の継続支援の場としても活用しています。
現状	- おおひら・なるとう・しらはたこども園子育て支援センターで年に24回実施しています。情報交換、友達づくり、相談の場として定着してきています。 - 乳幼児健診でフォローが必要と判断された母子を対象に、積極的に参加をすすめ、継続支援の場として活用を図っています。
課題	- 子育て支援センターから、開催回数増加の要望がありますが、専門職の確保問題や業務量の増加により、要望すべてに対応することは困難な状況です。 - 乳幼児健診でフォローが必要と判断し参加を勧めても、参加しない母子が多い状況です。
今後の取組み	- 平成27年度からは可能な範囲で開催場所、回数を増加して対応します。 - 健診後のフォローの場としての活用を図り参加を促進します。
担当課	健康支援課

オ. ベビーサロン

概要	親子及び親同士の交流の場、育児相談の場として、毎月1回、生後2～8か月児を対象に、助産師によるベビーオイルマッサージを行っています。
現状	毎月先着20人（申し込み制）が定員となっており、毎回20人前後の申し込みがあります。
課題	順調に事務が進められ大きな課題はありません。
今後の取組み	事業の啓発と内容の充実に努め、参加者数を維持します。
担当課	健康支援課

カ. 予防接種

概要	予防接種法に基づき定期予防接種を実施しています。出生届、転入届の提出時に予診票及び接種方法の説明や冊子を同封し、情報提供をしています。また、必要に応じて個別通知や広報誌、各母子保健事業実施の際、適切な情報提供と接種の促進に努めています。
現状	年々予防接種法が改正され、予防接種の種類や接種間隔が変更となっているため、保護者に対し、通知や広報紙等で周知しています。また、積極的に個別通知での接種勧奨を行うとともに、乳幼児健康診査やすくすく広場等においても接種勧奨を行っています。
課題	予防接種法の改正などにより、保護者が変更点や接種方法を正しく理解することが難しい状況です。年々定期予防接種の種類が増加し、B型肝炎ワクチン等の定期接種化が検討されています。また、国が示す定期接種実施要領では、接種場所は医師が医療機関で行う個別接種を原則としているため、すべての予防接種を個別接種で実施することが必要となります。
今後の取組み	予防接種法の改正などにより、保護者が変更点や接種方法を正しく理解できるように、情報提供に努めるとともに、適切な接種を促進します。定期接種実施要領に基づき、すべての予防接種を個別接種で実施します。
担当課	健康支援課

キ. 学校保健

概要	各学校、教育委員会、健康支援課が連携し、健康相談、健康教育、歯科保健、食育事業、要保護児童への対応、児童の発達支援等を行っています。 学校保健全体計画、性教育年間計画により学校保健事業を実施しています。各種検診による疾病の早期発見と健康状態の把握に努めています。保健だより等で、健康に関する啓発を行い、心の健康に重点をおいた健康相談に努めています。
現状	- 学校保健安全法に基づき、年間計画に沿って健康診断等を実施しています。 - 養護教諭と教育委員会、健康支援課の連携を図るため、随時情報交換を行っています。

現状	- 各学校、教育委員会と連携し、小中学生のための健康相談、思春期教育、予防接種、歯科健康教室、食育事業、要保護児童への対応、児童の発達支援を行っています。 - 各学校で月1回保健だより等を発行しました。また、県等からの情報を学校に提供し、疾病予防等に努めました。養護教諭、健康支援課と連携し、健診結果が要指導の児童生徒で、希望する場合に健康相談会を実施しています。
課題	- 年間計画の見直しが必要です。 - 関係者との情報交換を充分に行う必要があります。 - 小中学生のための健康相談は主に肥満児を対象に実施していますが、肥満予防に取り組む親子が少ない状況です。 - タイムリーで読みやすい便りの発行が必要です。
今後の取組み	- 学校保健安全法に基づいて年間計画を立て、健康診断等を実施します。 - 養護教諭と教育委員会、健康支援課との連携を強化して情報交換等を進めます。 - 各学校、教育委員会、健康支援課が連携を強化し、事業内容の充実に努めます。 - 市内の情報の共有化を促進し、養護教諭の力量の向上を図ります。
担当課	学校教育課／健康支援課

ク. 歯科保健

概要	むし歯予防対策のため、1歳1～3か月児を対象としたいい歯モグモグクラスや、こども園・幼稚園等において園児及び保護者を対象とした歯科健康教室、小中学校において児童生徒を対象（保護者を含む）とした歯科健康教室を実施しています。また、フッ化物による予防処置事業として、各幼児健診等においてフッ化物歯面塗布、各こども園・幼稚園等において4・5歳児の希望者を対象としたフッ化物洗口を実施しています。
現状	- いい歯モグモグクラスを年4回実施しています。 - 市内のこども園・幼稚園・小中学校等の全施設において歯科健康教室を実施しています。 - 各幼児健診等において希望者にフッ化物歯面塗布を実施しています。 - 私立保育園1園を除く市内の各こども園・幼稚園・私立保育園においてフッ化物洗口を実施しています。

課題	幼児、小中学生のむし歯保有者は年々減少していますが、県平均と比較すると非常に高い状況が続いています。
今後の取組み	各こども園・幼稚園・小中学校等と連携し、歯科保健事業の充実に努め、むし歯保有者率の減少を目指します。
担当課	健康支援課

(2) 子どもの成長・発達にあった健康づくりの支援

① 発達支援

【現状と課題】

子どもの数は年々減少していますが、発達支援に関する相談件数は増加しています。健診結果等で支援や関わりが必要な親子を把握し、関わりを持つ場、集団で過ごす場を確保し、相談への対応、集団での指導を行っています。親子の状況や子どもの発達状況にあった支援ができるように、関係機関との連携を図りながら支援していく必要があります。

言語聴覚士によることばの相談、臨床心理士による個別相談、千葉県教育庁に派遣を依頼しての特別支援アドバイザーによる発達相談などについては、相談を受けての迅速な対応、継続指導や訓練の場、相談回数の増加などが求められているなかで、専門職の不足などから相談への迅速な対応ができない、一時的な相談ができて継続指導・訓練の場を増やすことができない状況です。人材の確保などが大きな課題となっています。また、教職員や支援員の障がいへの理解を深めるために、研修の機会を設け継続的に力量の向上を図っていく必要もあります。

【基本方針】

子どもの成長・発達にあわせて、発達支援のための教室、相談を実施し、親子の育ちを支援します。

【主な事業・取組み】

ア. ことばの相談

概要	主に幼児健康診査の事後指導として言語聴覚士による個別相談を実施します。
現状	- 子どもの数は年々減少していますが、相談件数は増加しています。 - 保護者了解のもと、関係機関（こども園・幼稚園等）に対し、ことばの相談を利用している園児の支援の方法について情報提供を行っています。

課題	・現在、専門職が不足しており、一時的な相談ができて継続指導・訓練の場を増やすことができない状況です。 ・就学児については、学校教育課で実施している「ことばの教室」の教員への引き継ぎが行われていない状況です。
今後の取組み	・言語聴覚士を確保し、相談回数の維持に努めます。 ・関係機関（こども園・幼稚園等）と連携し、園児の支援の方法について情報提供を行います。
担当課	健康支援課

イ. 発達相談

概要	主に乳幼児健康診査の事後指導として臨床心理士等による個別相談を実施します。また、希望のあったこども園・幼稚園等を特別支援学校教員、臨床心理士等と保健師が巡回し、園児及び保育士への支援を行っています。マザーズホームの利用や就学に関して教育委員会等関係機関との連携にも努めています。
現状	・個別相談は年間 45 回前後実施しており、子どもの数は年々減少していますが、相談件数は増加傾向です。巡回相談は希望のあったこども園・幼稚園等で年間延べ 16 回前後実施しています。 ・千葉県教育庁に特別支援アドバイザーの派遣を要請し、幼稚園・小学校・中学校で相談活動を実施しました。 ・発達相談やことばの相談で実施した相談内容及び相談者の支援方法について、保護者了解のもと、関係機関（こども園・幼稚園等）へ情報提供を行っています。 ・特別支援教育担当教員や介助員の研修を実施し、障がいについての正しい知識と理解を深めました。また、関係課・機関と連携し、ことばの発達相談も実施しています。 ・専門的なマザーズホームでは訓練指導を行う理学療法士・作業療法士・心理発達相談員・言語聴覚士・音楽療法士等に指導を依頼し、利用者のサービス向上に努めています。
課題	・臨床心理士等の専門職の確保が難しいため、相談に対する迅速な対応ができない状況です。また、継続指導・訓練の場を増やすにも、専門職及び予算の確保が難しい状況です。 ・発達相談等でマザーズホームへの通所が必要と判断された場合でも、マザーズホームの通所者が増加しているため、希望者がすぐに利用できない状況です。 ・学校及び保護者との情報共有がきわめて大切です。

今後の取組み	• 臨床心理士等専門職を確保することにより、相談回数の維持に努めます。また、こども園・幼稚園等と連携し、巡回相談の充実に努めます。 • 特別支援アドバイザーの派遣を引き続き要請し、職員の研修等を充実させます。 • 継続指導・訓練の場を増やすために、専門職の確保について検討するとともに、関係機関の協力を得ながら実施できる方策を検討します。 • 発達障がいについて、関係機関が連携して、正しい知識と理解を深められるように情報提供、学習の場を確保し啓発に努めます。 • 教職員や支援員の障がいへの理解を深めるために、引き続き研修の機会を設け継続的に資質の向上を図る必要があります。 • 専門的なマザーズホームにおける専門家による指導を継続して実施します。
担当課	健康支援課／学校教育課／社会福祉課

ウ. カンガルーひろば

概要	発育や発達につまずきのある子どもと母親を支援する場として幼児健診後に事業を紹介し、保育士、保健師、児童心理司等による遊びを中心とした集団指導を実施します。
現状	• マザーズホームの保育士、市の保健師・栄養士、若杉保育園の保育士等で連携し事業を開催しています。事業参加者のうち必要に応じマザーズホームへつなげています。 • マザーズホーム広報誌を毎月発行し、利用者や他機関等へ周知を図りました。
課題	• 参加者及び協力スタッフから開催回数の増加が求められています。 • マザーズホームの通所者が増加し、希望者がすぐに利用できない状況です。
今後の取組み	• 参加者及び協力スタッフから開催回数の増加が求められているため、年6回を、年12回に変更し実施します。 • 継続して周知を図ります。
担当課	健康支援課／社会福祉課

② 食育の推進

【現状と課題】

子どもの成長は著しく、心身の成長段階にあった健康支援として、離乳食から始まる食育、支援が必要な親子への支援など、子どもの成長にあった健康づくりの支援が重要となっています。

食生活については、ライフスタイルや親の就労状況の変化などにより、子どもの食の安全や食生活の乱れなどの問題が指摘されています。

本市では生後5～11 か月児を対象に離乳食教室を実施しています。離乳食の説明と試食を行い、希望者には個別面接を実施しています。近年、離乳食について不安や悩みを抱える母親が増加しているため、今後も個々の悩みに対応できる教室の実施に努める必要があります。

アンケート調査では、小学生は朝食を毎日食べる割合が高いものの、中高生は毎日食べる割合が低下し、あまり食べないという回答も増えています。規則正しい食生活を習慣づけるためには、子どものうちから年齢に応じた支援が必要となるため、関係機関が連携を強化し継続した食育の推進に努める必要があります。

こうした状況を踏まえ、食育を個人の健康の問題にとらえるのではなく、市全体で取り組むべき課題という認識を広げていくことが重要となっています。

【基本方針】

子どもの成長・発達にあわせて、食育のための教室、相談を実施し、親子の育ちを支援します。

【主な事業・取組み】

ア. 離乳食教室

概要	生後5～6 か月児を持つ家族を対象に年6回調理実習を含めた集団指導を実施します。
現状	離乳食について不安や悩みを解決できるよう、調理形式で実施しています。保健推進員、子育てボランティア等とも連携し事業内容の充実に努めています。
課題	離乳食について不安や悩みを抱える母親が増加しているため、今後も個々の悩みに対応できる教室の実施に努める必要があります。
今後の取組み	離乳食について不安や悩みを解決できるよう、保健推進員、子育てボランティア等と連携し事業内容の充実に努めます。
担当課	健康支援課

イ. 食育の推進

概要	こども園・幼稚園・小中学校等において、市の栄養士を中心として、関係機関と連携した食育教室を実施します。また、子どもの食育に携わる指導者の知識向上のための研修会を開催します。必要に応じ、各園を巡回し、指導者の悩みに対応した研修会を開催します。
現状	- こども園・幼稚園・小中学校等の希望により、内容等を検討し、要望に応じた食育教室を実施しています。 - 保育士等を対象とした食育研修会を毎年1～2回開催しています。また、平成24年度から希望のあったこども園・幼稚園等を歯科医師、栄養士、歯科衛生士が巡回し、食育研修を開催しています。 - 食育推進に向け、主任研修会で取り上げるなど、研修計画の一つとして検討しています。
課題	- 規則正しい食生活を習慣づけるためには、子どものうちから年齢に応じた支援が必要となるため、関係機関が連携を強化し継続した食育の推進に努める必要があります。 - 平成24年度から巡回による食育研修を開催していますが、行事等が多く、日程調整に苦慮する園もあり、希望する園が少ない状況です。
今後の取組み	- 子どものうちから規則正しい食生活を習慣づけるため、今後も内容等検討しながら、継続して実施します。 - 食育の推進が求められるため、実施方法を検討しながら保育士等を対象とした食育研修会の充実に努めます。 - 食育を計画的に推進します。 - 職員全体がアレルギーに対する理解を深めます。
担当課	子育て支援課／健康支援課／学校教育課

(3) 思春期保健対策の推進

【現状と課題】

子どものうちから健康について考えたり、健康の大切さを知ることは、生涯にわたり自分の健康を守ることにもつながると考えられます。これは次代の親づくりの視点からも重要であり、思春期の心身の健康づくりについて、乳幼児との交流機会の拡大、地域活動やボランティア活動の充実、学校と家庭との連絡体制など、家庭、学校、地域が連携しながら取り組んでいくことが必要です。

思春期教育の充実を図るためには、関係機関が連携し、市全体の計画を作成し、年齢に応じ、統一した事業の実施に努める必要があります。

学校保健全体計画に基づき、性教育、喫煙・飲酒・薬物の乱用防止など小中学生それぞれの発達段階に応じた健康教育を進めており、子どもたちを取り巻く環境が複雑化することを踏まえながら思春期保健対策に取り組んでいくことが必要です。

【基本方針】

思春期の心身の健康づくりのため、学校保健での取り組みとともに、健康支援課や関係機関と協力して取り組みます。

【主な事業・取組み】

ア. 性教育

概要	性教育年間計画により、授業のなかで性教育や思春期の健康づくりについての学習を学校ごとに実施します。関係機関が連携し、事業内容の充実に努めます。
現状	• すべての学校で、県教育委員会主催の研修会に職員が1名参加し、性教育についての知識理解を深めました。また、保健の授業において性教育等の学習を実施しています。 • 学校、保健所と連携し、希望のあった各中学校、小学校で思春期事業を実施しています。各学校の要望により、赤ちゃんふれあい体験を行うなど内容を検討し実施しています。
課題	思春期教育の充実を図るためには、関係機関が連携し、市全体の計画を作成し、年齢に応じて統一した事業の実施に努める必要があります。
今後の取組み	• 学校、保健所と連携し、各学校の要望に応じた思春期教室の実施に努めます。 • 性教育について学校と家庭の連携をさらに強めます。
担当課	学校教育課／健康支援課

イ. 飲酒・喫煙・薬物乱用防止

概要	学校保健全体計画等により、学校ごとに薬物乱用防止についての指導を行います。
現状	中学校において、外部機関と連携して薬物乱用防止教室等を実施しています。また、保健体育の授業での指導を行っています。厚生労働省作成の小学校6年生保護者用啓発読本を配付し、薬物乱用防止の啓発を図っています。
課題	正しい知識を身につける機会を確保していくことが必要です。
今後の取組み	薬物乱用については、家庭にも適切に情報を発信し連携を強めます。
担当課	学校教育課



基本目標４：子どもと子育てを支援する地域づくり

（１）子育てに関する相談・情報提供体制の充実

① 情報提供体制の充実

【現状と課題】

超少子高齢化の進行は歯止めがきかず、本格的な人口減少社会が到来しています。子どもと子育て家庭をめぐる環境の変化が、子どもたちの育ちに様々な影響を与えることが懸念されています。

本市でも、核家族化や少子化が進むなか、子育てについての悩みや不安を抱えている家庭が多くなっています。

子育てに関する情報を得られるように、子育てハンドブック、広報紙、市ホームページなどを活用した情報提供に努めるとともに、子育て家庭のニーズ等の把握にも努めています。今後は、最新情報をすぐに届けられるように通信媒体を通じた広報手段の仕組みを構築することも検討する必要があります。

【基本方針】

相談窓口や関係機関が連携し、ケース検討や助言、指導などを行い、概要や子育て情報などを掲載した子育てハンドブックを新たに作成するほか、広報紙、市ホームページ等を有効に活用して子育て家庭に提供します。

【主な事業・取組み】

ア. 子育て情報の提供

概要	子育てハンドブック、広報紙等による情報提供を行います。
現状	子育てハンドブックを作成し、配布しました。また広報紙等で情報提供を行っています。
課題	子育てに関する情報を市の広報紙や子育てハンドブックを活用し提供しますが、最新情報が反映させられないことが課題です。
今後の取組み	子育てに関する情報を提供するため子育てハンドブックを作成し、保護者への配布、窓口への設置をします。また、市の広報紙等に掲載します。
担当課	子育て支援課

② 相談体制の充実

【現状と課題】

子育てに関する悩みや不安を抱えたときに、専門家に相談できる場所があるのは問題解決への糸口になるだけでなく、心の安定にもつながります。

スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談、子育て支援センターや子育てサークルの活動のなかで相談や情報提供を実施しています。また、月に2回、こども園や保育園の園庭を開放し、親子がふれあう場、相談や情報提供の場としています。

身近な場所で、いつでも気軽に適切な相談や助言、支援が受けられるように、専門職員による相談窓口の活用促進を図るとともに、各相談窓口や関係機関の連携を保ちながら、相談体制の充実に努めていきます。また、各相談先についてもさらに周知をしていく必要があります。

【基本方針】

子育て支援センターをこども園に併設し、子育て支援拠点として、相談や講座開設など事業展開していくとともに、こども園・幼稚園等の園庭開放のより利用しやすい環境づくりに取り組みます。

【主な事業・取組み】

ア. 相談体制の拡充

概要	スクールカウンセラー、心の教室相談員及び家庭教育指導員による児童生徒や保護者の相談を実施します。また、子育て支援課には母子・父子自立支援員、家庭児童相談員を配置します。関係機関と連携し、解決に向けての相談対応、ケース検討や助言、指導などを行います。
現状	• スクールカウンセラーを中学校6校、小学校1校に配置しました。また、心の教室相談員を中学校5校、小学校11校へ配置し、児童生徒及び保護者の相談にあたりました。 • 生涯学習課内に家庭教室指導員を配置し、専用相談電話を設けて、子育て相談にあたっています。 • 家庭児童相談室では関係機関との連携を図り、個別支援会議等で支援の方法を協議しています。 • 全保護者に配布する学校要覧で周知したり、学校だよりやホームページでも周知をしています。 • 家庭児童相談室の案内チラシを関係機関の会議等で配布し周知を図っています。

課題	・長期欠席児童生徒の解消やいじめ等を減少、解消できる体制を整備していく必要があります。 ・各相談先についてさらに周知していく必要があります。
今後の取組み	・スクールカウンセラーの増員を含めた適正な配置を進めていきます。また、心の教室相談員の研修を充実させ、力量の向上を図ります。 ・家庭教育指導員を配置し、相談電話（直通）で子育て相談に対応します。 ・家庭児童相談室に家庭児童相談員、母子・父子自立支援員を配置し、子どもの健全育成や女性の抱える悩みの相談を受け、解決に向けての助言や支援を関係機関と連携して行います。
担当課	学校教育課／生涯学習課／子育て支援課

イ. 子育て支援センターや子育てサークルでの相談

概要	子育て支援センターで相談を受けたり、子育てサークルの活動のなかで相談や情報提供を行います。
現状	・市内6か所で主に就園前の子どもと保護者を対象に子育て相談や子育て講座を開設、実施しています。子育てサークルの活動のなかで相談や情報提供が行われています。 ・すすく広場実施の際、子育て支援センターの保育士や事業担当保健師が事業前後にカンファレンスを行い、連携しながら、ママの悩みや子育て不安への支援を行っています。
課題	核家族化、少子化が進む傾向のなかで子育てしやすい環境づくり、相談体制を整備する必要があります。
今後の取組み	・地域子育て支援拠点事業に位置づけ、子育て支援センターをこども園に併設し、子育て相談、講座開設を行い事業展開していきます。育児休業中の利用者や共働き世帯の利用など参加しやすい方策、魅力ある講座を展開していきます。 ・子育て支援センターの保育士と保健師等が連携し、子育てに関する相談の対応充実に努めます。
担当課	子育て支援課／健康支援課

ウ. こども園・保育園等での園庭開放

概要	こども園・幼稚園・保育園の園庭を遊び場として開放します。
現状	幼児、児童の安全面の確保に配慮して月２回、園庭を遊び場として開放します。実施日は広報紙、チラシ、ホームページで周知しています。
課題	園庭開放日を広報紙、チラシなどで周知するに留まらず、通信媒体を活用した広報の仕組みを構築する必要があります。
今後の取組み	園職員の勤務状況、園行事を加味しながら園庭の利用しやすい環境づくり、広報のしくみを構築します。また、園庭にある遊具の使用には十分配慮し、故障や老朽化対策など施設管理を図ります。
担当課	子育て支援課

(2) 教育・保育サービスの推進（主に子ども・子育て支援事業計画）

① 保育サービス

【現状と課題】

少子化対策は我が国の最重要課題の一つです。本市においても、緩やかに少子化が進行し、乳幼児数は減少していますが、低年齢からの保育ニーズは高まっています。また、共働き世帯が増加しており、市内の保育園では、通常時間の保育に加え、延長保育も実施しています。

また、子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図る必要があることから今後も保育士確保に努めていくとともに、地域ごとにバランスよく教育・保育施設の機能の配置と提供体制づくりに、継続して取り組んでいくことが必要になります。

今後は、さらなる保育サービスの充実、質の向上を図るための取組みとともに、施設の老朽化等への対応などを含めた保育環境の充実が重要な課題です。一方、夜間保育事業については、保育ニーズの状況に応じて検討する必要があります。

【基本方針】

子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図るため、保育士確保に努めるとともに地域ごとにバランスよく教育・保育施設の機能を配置し、保育ニーズを踏まえたサービス提供体制づくりに取り組みます。

【主な事業・取組み】

ア. 通常保育

概要	公立こども園 5 か所、公立幼稚園 2 か所、私立保育園 3 か所で実施しています。 保育時間は、公立こども園（長児部）は午前 8 時から午後 4 時まで、公立こども園（短児部）・幼稚園は午前 8 時 30 分から午後 3 時まで、私立保育園は午前 8 時から午後 4 時（蓮沼保育園は午前 8 時から午後 6 時まで）です。
現状	- 子育て支援課に看護師が 2 名いることで市内各園児の健康管理を全体的に見渡せることや食物アレルギーへの注意喚起、マニュアル作成を行っています。 - 通常保育の充実のため、臨時保育士の随時募集を行っています。
課題	0～2 歳児の保育ニーズが高まり、臨時保育士確保のため年間を通じて募集を行っていますが、保育士不足の解消には至っていないことから手段を工夫する必要があります。 - 子ども・子育て支援新制度では、保育の必要量に応じてこども園（長児部）の保育時間が保育標準時間（最大 11 時間）と保育短時間（最大 8 時間）の 2 つの認定区分になります。
今後の取組み	子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図る必要があることから、保育士学校訪問などの手段を検討し今後も保育士確保に努めていくとともに、地域ごとにバランスよく教育・保育施設の機能の配置と提供体制づくりに継続して取り組んでいきます。
担当課	子育て支援課／学校教育課

イ. 家庭的保育事業(保育ママ)

概要	子ども・子育て支援新制度において、家庭的保育事業は市町村で設備・運営基準を設け、認可できることになったことから開設しやすくなります。
現状	現在は公立こども園・私立保育園で低年齢児を受け入れています。
課題	就学前児童の数は減少傾向にありながらも低年齢児の保育ニーズは高まっています。公立こども園・私立保育園でも低年齢児を受け入れています、年度途中からの入所は待機になる場合が多くあります。

今後の取組み	市は家庭的保育事業を展開させるため、職員資格を与えるための研修実施やカリキュラムを検討していきます。また、潜在的な保育士を発掘するための広報活動を実施するとともに事業展開のあっせんなど支援・援助する仕組みを構築していきます。
担当課	子育て支援課

ウ. 延長保育事業

概要	保護者の就労形態の多様化に合わせ通常の保育時間を超えて保育を実施します。
現状	公立こども園5か所と私立保育園3か所の計8か所で午前7時から午前8時までと午後4時から午後7時まで（蓮沼保育園は午後6時から午後7時まで）延長保育を実施しています。現在は、市内のこども園と保育園すべてで実施しています。
課題	新制度では11時間保育を保育標準時間と認定することから通常保育時間が長くなり、保育士の勤務時間や勤務体制の確保が課題になります。
今後の取組み	新制度の実施により保育標準時間に認定された子どもは最大11時間が通常保育時間となり、保育短時間に認定された子どもは最大8時間が通常保育時間となりますが、それを超える時間は延長保育を実施します。保護者の働き方や利用状況を踏まえて受け入れ体制を確保するとともに、時間対応の臨時保育士の任用に努めます。
担当課	子育て支援課

エ. 休日保育事業

概要	日曜・祝祭日に保護者の勤務等により、保育を必要とする場合に実施します。
現状	市内1か所（私立保育園）で実施しています。
課題	適切な利用を促進します。
今後の取組み	- 市内1か所（私立保育園）で実施します。 - 日曜・祝祭日に保護者の勤務等により、保育を必要とする保護者の要望に対し受け入れを行います。市内・外問わず利用可能となっており、適切な利用を促進します。
担当課	子育て支援課

② 幼保一体化の推進と保育の質の向上

【現状と課題】

市内でこども園化を進めてきましたが、平成 25 年度までに成東地域のこども園化が完了し、幼稚園・保育園の分け隔てなく合同保育カリキュラムにより質の高い幼児教育・保育が実現されています。質の高い幼児期の教育・保育の推進方策及び幼保小連携の取組み推進のため、双方向での交流や合同研修、授業参観などを行いました。

一方で、海岸に面した蓮沼地域の私立保育園、休園中の蓮沼幼稚園と松尾地域のおおひらこども園の再編、また同じ松尾地域の休園中の豊岡保育所と老朽化が進むまつおこども園の再編などの課題があります。

また、山武地域の私立保育園 2 園と公立幼稚園 2 園のこども園化は私立保育園の経営方針や保護者の教育・保育ニーズなど検討内容が多岐にわたります。保護者向けアンケートを実施し、地域や関係者との情報交換等を通じて意見をまとめながら進めていきます。

本格的な人口減少社会となり、同じ年齢の子ども同士がふれあう場や機会が少なくなるなかで、子どもたちが集うこども園・幼稚園の役割はより一層大きくなっていきます。教育・保育の一体的な提供の推進に向けて相互理解に努め、定期的・継続的に関係者の共通理解を図り、一貫した指導を行っていく必要があります。また、保護者の保育ニーズは多様化していることから、専門研修以外の研修に参加し知識を習得する必要があります。

【基本方針】

子育て家庭の働き方に沿った多様な教育・保育サービスの充実を図るため、保育士確保に努めるとともに地域ごとにバランスよく教育・保育施設の機能を配置し、保育ニーズを踏まえたサービス提供体制づくりに取り組みます。

【主な事業・取組み】

ア. 認定こども園の設置

概要	平成 25 年度までに成東地域のこども園化は完了しました。幼稚園・保育園の区別なく合同保育カリキュラムにより幼児教育・保育を実施します。
現状	公立幼保連携型認定こども園 3 園と公立保育所型認定こども園 2 園の合計 5 園を開設し、順調にこども園化を進めています。

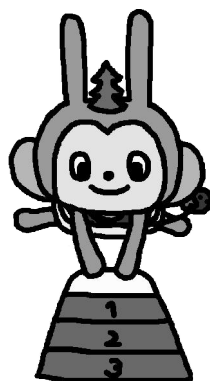
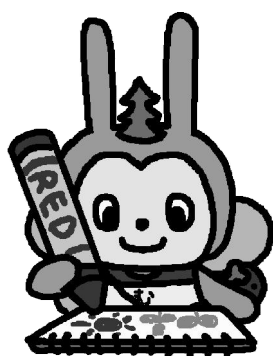
課題	海岸に面した蓮沼地域の蓮沼保育園、休園中の蓮沼幼稚園と松尾地域のおおひらこども園を公私連携幼保連携型こども園として再編、同じ松尾地域の休園中の豊岡保育所と老朽化が進むまつおこども園の統合・再編、また、山武地域の公立幼稚園 2 園と私立保育園 2 園をこども園として再編し、公私連携幼保連携型認定こども園化などの課題があります。
今後の取組み	・海岸に面した蓮沼地域の保育園、休園中の蓮沼幼稚園は津波対策等の課題を抱えているため松尾地域のおおひらこども園との再編を進めていきます。 ・松尾地域のまつおこども園は老朽化や使い勝手の悪さが目立っている状況で休園している豊岡保育所との再編を推進していきます。 ・山武地域の私立保育園 2 園と公立幼稚園 2 園のこども園化は私立保育園の経営方針や保護者の教育・保育ニーズなど検討内容が多岐にわたることから意見集約に時間を要すると想定され、保護者向けアンケート、地域や関係者との情報交換等を通じて意見をまとめていく必要があります。 ・小学校・中学校の規模適正化・適正配置の計画と総合的に調整をはかりながら進めていきます。
担当課	子育て支援課／学校教育課

イ. 幼保連携

概要	平成 25 年度から保護者の利便性を図るため、就学前児童の窓口を一本化し、教育委員会事務補助執行の形で幼稚園業務を子育て支援課で実施しています。
現状	質の高い幼児期の教育・保育の推進方策及び幼保小連携の取組み推進のため、双方向での交流や合同研修、授業参観などを行っています。
課題	教育・保育の一体的な提供の推進に向けて相互理解に努め、定期的・継続的に関係者の共通理解を図り、一貫した指導を行っていく必要があります。
今後の取組み	・こども園・幼稚園職員の意見交換の場を継続して確保し、日常の教育・保育に活かしていくとともに定期的・継続的に小学校教員との交流の場を提供し、共通理解を図っていきます。 ・こども園や幼稚園での教育や保育の取組みを、適切に小中学校にも発信していきます。
担当課	学校教育課／子育て支援課

ウ. 保育の質の向上のための取組み

概要	- 内部研修の充実、各種外部研修へ参加することにより、保育士としての資質向上を図ります。 - 各こども園・幼稚園で自己評価及び施設利用者を対象とした外部評価アンケートを実施し、職員間で評価結果についての検討を行っています。
現状	専門職員の配置により内部研修を充実させるとともに、各種外部研修へ参加することにより、保育士としての資質向上を図っています。
課題	保護者の保育ニーズは多様化していることから保育研修のみならず意識改革研修、リスクマネジメント研修、タイムマネジメント研修など専門研修以外の研修に参加することで職員として必要な知識を習得し、質の高い保育サービスを提供していきます。
今後の取組み	研修の成果を発揮させるため、人事評価の仕組みを利用した自己評価を行います。
担当課	子育て支援課



③ 一時預かり事業等

【現状と課題】

こども園・保育園で実施してきた一時保育の利用者は大幅に増加しています。通常利用と緊急利用の利用状況を把握しながら実施することが必要です。

保護者の就労状況によりファミリー・サポート・センターへの需要は高まっています。就学前児童の利用がほとんどであり、小学生の利用希望は少ない傾向です。小学生の放課後の過ごし方として、学童クラブとの連携で居場所の拡大を図るなどの方法を検討します。事業実施に向けて必要性和確保策について検討することが必要です

共働き世帯が増加するなか、病児・病後児保育のニーズも高まっていることから医療機関との連携を図り実施に向け検討することが課題となっています。

【基本方針】

一時保育事業、こども園短児部や幼稚園の預かり保育事業を含めて一時預かり事業となるため、通常利用と緊急利用の利用状況を把握しながら提供していきます。

また、地域住民の協力を得て、会員組織からなるファミリー・サポート・センター事業実施に向けて取り組みます。

【主な事業・取組み】

ア. 一時保育事業

概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった子どもをこども園において一時的に預かり、必要な保育を行います。
現状	なるとう・しらはた・なんごう・まつお・おおひらこども園で実施しています。
課題	新制度では、一時保育事業、こども園短児部や幼稚園の預かり保育事業を含めて一時預かり事業となります。
今後の取組み	通常利用と緊急利用の利用状況を把握しながら一時預かり事業として実施していきます。
担当課	子育て支援課

イ. ファミリー・サポート・センター事業

概要	会員組織をつくり、会員同士の仲介を事務局が行います。保育施設への送迎や下校後の一時的な預かり等、内容は様々です。謝礼の授受は会員同士とする仕組みです。
現状	未実施です。
課題	保護者の就労状況の多様化によりファミリー・サポート・セン

	ターの必要性は高まっています。特に就学前児童の利用が多く見込まれており、早期の実施が必要です。
今後の取組み	・就学前児童の世帯の利用意向などを踏まえながら、事業実施に向けて取り組みます。 ・小学生の放課後の過ごし方としては、学童クラブとの連携で居場所の拡大を図るなどの方法を検討します。
担当課	子育て支援課

ウ. 病児・病後児保育

概要	病時または病気回復期の子どもを預かる事業です。
現状	なるとうこども園において病後児保育事業を実施しています。平成 25 年度になるとうこども園に看護師 1 名を常時配置し病後児保育事業を実施してきたところですが、利用者が少なかったことから、病後児保育の利用者があるときのみ、なるとうこども園に配置しました。平成 26 年度の利用者は 3 名です。
課題	共働き世帯が増加するなか、病児・体調不良時の保育ニーズは高まっていることから、医療機関と連携を図り実施する必要があります。
今後の取組み	医療機関での病児保育の実施に向け検討・協議し、実施体制の確保に向けて体制・仕組みを構築していきます。
担当課	子育て支援課

④ 放課後子ども総合プランの推進

【現状と課題】

放課後児童クラブは、小学校低学年児童が放課後過ごす場所として、小学校 1 学年から 3 学年までの児童を対象とした保育事業で、平日は小学校授業終了時から午後 6 時 30 分まで、長期休業中は午前 8 時から午後 6 時 30 分まで実施していますが利用者は増加しており、受け入れ体制の拡充を図ってきました。

放課後児童クラブの課題としては、小学 6 年生までの受け入れに対応するため、小学校の余裕教室を確保することや障がいのある子どもの受け入れなどの要望が増えていることが挙げられます。利用時間の拡充など運営面で様々な手法を検討するとともに、放課後子ども教室などと調整を図りながら、子どもの居場所づくりに取り組んでいくことが求められます。

また、地元の小学校児童を対象に、地域の大人が講師となって、運動や遊び・学習など 10 種程の放課後子ども教室を開設し、子どもの居場所づくりを行っています。学校や地域協力者の理解が課題となっています。

【基本方針】

利用する児童数の増加が予想されることから、場所の確保、支援員の増員をしながら対応していきます。

【主な事業・取組み】

ア. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

概要	これまでは小学 3 年生までを対象としていましたが、新制度では、市内の小学校に通う全児童を対象とし、すべての小学校で実施します。平日は小学校授業終了時から午後 7 時まで、土曜及び長期休業中は午前 7 時 30 分から（土曜日は 8 時から）午後 7 時まで受け入れます。
現状	主に小学校 1 学年から 3 学年までの児童を対象に、平日は小学校授業終了時から午後 6 時 30 分まで、土曜及び長期休業中は午前 8 時から午後 6 時 30 分まで、市内 13 か所で実施しています。
課題	- 小学 6 年生までの受け入れに対応するため、小学校の余裕教室を確保することや障がいのある子どもの受け入れなどの要望が増えていることが挙げられます。 - 運営方法について指定管理者制度への移行を進める必要があります。
今後の取組み	- 利用する児童数の増加が予想されることから、場所の確保、支援員の増員をしながら対応していきます。 - 保護者の対応は支援員が窓口となり、子育て支援課につなげます。必要に応じ、アンケートなどを実施します。
担当課	子育て支援課

イ. 放課後子ども教室

概要	地元の小学校児童を対象に、地域の大人が講師となって、運動や遊び・学習など 10 種程の教室を開設し、子どもの居場所づくりを行います。
現状	緑海小は、全校児童を対象に原則毎月第 2 土曜日に実施しています。日向小は、4 年生以上の児童を対象に原則毎月第 3 木曜日に実施しています。山武西小では、5 月に新規に開設し、4 年生以上の児童を対象に原則毎月第 1 木曜日に実施しています。

課題	保護者や地域のニーズを把握し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所づくりの整備が必要です。また、地域コーディネーターの発掘が課題です。
今後の取組み	緑海小、日向小、山武西小において継続して実施します。
担当課	生涯学習課

(3) 子育て家庭の経済的支援の推進

【現状と課題】

アンケート調査や全国調査で、保育料など子育て費用の負担が大きいという意見が多く、子育てにお金がかかることが少子化の原因の一つとなっていることから、子どもを安心して産み育てるためには、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることが求められており、各種支援策について適切な利用を促進していくことが課題です。

【基本方針】

児童手当の支給、子ども医療費の助成、保育料の減免など、子育て家庭の経済的な負担を軽減する施策について、国、県の動向等を踏まえながら、適切な利用が促進されるように努めます。

【主な事業・取組み】

ア. 児童手当

概要	制度に基づき、中学校修了前までの児童を対象に児童手当を支給します。
現状	制度に基づき、中学校修了前までの児童を対象に児童手当を支給しています。
課題	順調に事業が進められ大きな課題はありません。
今後の取組み	継続して児童手当を支給します。
担当課	子育て支援課

イ. 子どもの医療費の助成

概要	・ 中学校 3 年生までの子どもの通院・入院・調剤等の医療費を対象に助成します。 ・ 高校生等の医療費を市独自の制度で助成します。
現状	・ 平成 26 年 8 月診療分から対象を拡大し、中学校 3 年生までの子どもの通院・入院・調剤等の医療費を助成しています。入院（1 日 0 円か 300 円）、通院（1 回につき 0 円か 300 円）で受診できるようになりました。調剤については、自己負担金 0 円で実施しました。 ・ 高校生等の医療費助成を子ども医療費の助成対象拡大にあわせて、平成 26 年 8 月診療分から実施しました。
課題	順調に事業が進められ大きな課題はありませんが、高校生等の医療費助成については、新たな制度であるため、今後、内容の見直しなど検討をしていく必要があると考えられます。
今後の取組み	・ 中学 3 年生までの子どもを対象に通院・入院・調剤等医療費助成を継続して実施します。 ・ 高校生等の医療費助成は、市独自の制度として、引き続き実施します。
担当課	子育て支援課

ウ. 未熟児養育医療給付事業

概要	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担する制度で、平成 25 年 4 月から実施主体が県から市町村へ権限移譲となりました。
現状	保護者からの申請に基づき審査を行い、養育医療券を発行し、対象者への医療給付が終了後、国民健康保険連合会または社会保険診療報酬支払基金へ医療費の支払いを行っています。
課題	順調に事業が進められ大きな課題はありません。
今後の取組み	医療費にかかる経済的負担軽減のため、申請に基づき、適正で迅速な事務処理に努めます。
担当課	健康支援課

エ. 障がい児の養育に関する経済的支援の推進

概要	国の制度に基づき、特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支給事務を実施します。
現状	特別児童扶養手当、障害児福祉手当を支給し、生活の安定及び福祉の増進を図っています。
課題	順調に事業が進められ大きな課題はありません。
今後の取組み	障がい児の養育に関する経済的負担を支援するため、制度に基づき、手当を支給します。
担当課	社会福祉課

オ. 保育料の減免制度

概要	少子化対策の視点から子どもを産み・育てやすい環境づくりのため、国の基準に比べ、負担の少ない基準を市で設定し、保育料を助成しています。
現状	国の基準に比べ、負担の少ない保育料額を市で設定しています。また、市独自に第3子以降保育料無料制度を引き続き実施しています。
課題	引き続き市独自の減免措置を講じていき、子どもを産み・育てやすい環境づくりの施策を行っていく必要があります。
今後の取組み	引き続き市独自の減免措置を講じていきます。
担当課	子育て支援課

(4) 仕事と家庭生活の両立支援

【現状と課題】

「山武市男女共同参画計画」に基づき、すべての人の男女平等意識の向上に努め、男女がともに暮らしやすいまちづくりを創造するための取組みを推進しています。

家庭は、家族一人ひとりの精神的な安定と、日々の活力を再生する場となっています。こうした重要な役割を担っている家庭ですが、家庭内の家事や育児、介護の多くを女性が担っているなど、男女共同参画からはまだ遠い状況にあります。また、地域における活動においても、社会環境の変化とともに変わりつつあるものの、性別役割分担による不平等な慣習や慣行がなくなったとはいえません。

市では、家事や育児、介護を正当に評価し、家族一人ひとりが積極的に関わるといふ家庭・地域づくりの支援や家事、育児、介護を担いながら働くことのできる社会にしていくため、就業条件の向上を促していくとともに、男女がともに働き続けられる就労環境づくりを促進しています。男女共同参画の意識・関心等が低いため、意識の涵養も課題です。

【基本方針】

子育て家庭が協力して子育て・教育・家庭生活に取り組み、仕事と生活の両立が図られるように、男女共同参画についての啓発、ワーク・ライフ・バランスについての啓発に努めます。

【主な事業・取組み】

ア. 男女共同参画の推進

概要	職員研修会、住民対象の講演会を開催し、男女共同参画意識の向上に努めます。
現状	平成 26 年度に第 2 次山武市男女共同参画計画を策定しました。年 1 回以上の講演会または広報紙等による啓発を行っています。
課題	男女共同参画の意識・関心等が低いため、意識の涵養が課題です。
今後の取組み	男女共同参画に関する講演会、研修会の開催や広報紙等を活用し、男女共同参画の意識啓発に努めます。
担当課	企画政策課

第4章 子ども・子育て支援事業の推進

（山武市子ども・子育て支援事業計画）

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

今後の子育て支援関係のサービスの全体像は以下の通りです。従来、子育て支援サービスや母子保健事業として実施してきたサービス、新規に組み込まれたサービスなどで構成されています。

子ども・子育て支援法におけるサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに区分されます。

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 公立幼稚園
			2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3. 認可保育所
			4. 幼保連携型認定こども園
			5. 幼稚園型認定こども園
			6. 保育所型認定こども園
			7. 地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付 （市が認可）	8. 小規模保育
			9. 家庭的保育
			10. 居宅訪問型保育
			11. 事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業		12. 利用者支援（新規）
			13. 地域子育て支援拠点事業
			14. 妊婦健診
			15. 乳児家庭全戸訪問事業
			16. 養育支援訪問事業等
			17. 子育て短期支援事業
			18. ファミリー・サポート・センター事業
			19. 一時預かり
			20. 延長保育事業
			21. 病児病後児保育事業
			22. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
			23. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
			24. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

子ども・子育て支援法以外	25. 私立認可保育所（委託費を支弁）
	26. 新制度への移行を選択しない私立幼稚園（私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁）

「子ども・子育て支援法第 60 条」に定められる基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援のための施策を円滑に実施・確保するため、以下の事項について山武市子ども・子育て支援事業計画に定めます。

《必須記載事項》

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (3) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (4) 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- (5) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携推進方策を定める

《任意記載事項》

- (1) 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念
- (2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- (3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- (4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- (6) 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- (7) 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項において、子ども・子育て新制度では、教育・保育提供区域の設定について、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定が必要となっています。

本市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するためのこども園等の施設整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、市内全域を 1 区域と設定します。

3. 計画期間の子ども数と家族類型の推計

(1) 就学前児童数の動きと計画期間の推計

計画期間中の児童数について、平成 24 年度と平成 26 年度(各年度 4 月 1 日現在)の 1 歳年齢ごと男女別人口(市の登録人口)を基に、コーホート変化率法にて推計しました。推計結果は以下の通りとなります。

就学前児童は、平成 26 年に 2,000 人を下回り、1,907 人となっています。特に低年齢層は減少傾向がみられます。計画期間においても減少傾向が見込まれ、平成 31 年には 1,617 人になると推計されます。

就学前児童数の動き

	実績			計画期間の推計児童数(就学前)				
	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年
0 歳	298	266	285	279	267	255	244	232
1 歳	333	317	270	297	291	279	267	256
2 歳	345	331	314	268	295	289	277	265
3 歳	360	347	339	319	272	299	293	281
4 歳	416	355	345	336	316	269	296	290
5 歳	376	410	354	342	333	313	266	293
計	2,128	2,026	1,907	1,841	1,774	1,704	1,643	1,617

(2) 子育て家庭の類型（調査結果より）

子育て家庭の父親・母親の就労状況は、子どもの成長に伴って変化する場合があるとともに、就労状況により保育の必要性が異なる点に配慮して、教育・保育サービスを検討することが重要です。このため、子育て家庭の今後の就労意向をニーズ調査で把握して8つのタイプに区分し、年齢区分ごとの家庭類型を把握しました。

現在と潜在を比べると、タイプB・Cの割合が高まっており、就労意向はやや高まっています。

ニーズ量の推計は、潜在的家族類型別の教育・保育の希望率をニーズ調査から把握し、その利用希望率を推計児童数に乗じて算出する方法が国から示されており、この手法を基に算出し、地域の状況や利用実績を踏まえ調整して算定しました。

0～5歳の家族類型別割合

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	68	10.7%	68	10.7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	196	30.9%	211	33.2%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	124	19.5%	151	23.8%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	26	4.0%	30	4.7%
タイプD	専業主婦(夫)	219	34.5%	172	27.1%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	1	0.2%	2	0.3%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	1	0.2%	1	0.2%
全 体		635	100.0%	635	100.0%

4. 教育・保育給付

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

3つの認定区分

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・ 保育認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園 保育所（園）
3号認定	満3歳未満・ 保育認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により、保育所等での保育を希望する場合	認定こども園 保育所（園） 地域型保育



(1) 特定教育・保育（施設型給付）

① 幼稚園、認定こども園（1号認定子ども）

◇現状◇

公立幼稚園2園、公立こども園5園（短児部）で、定員715人を確保しています。平成26年の通園児数は403人で入園率は56.4%となっています。こども園では預かり保育を実施しています。また、市外の幼稚園通園者が平成26年は28人います。

幼稚園の利用状況

施 設 名		園児数 (上段：平成 25 年 5 月 1 日現在) (下段：平成 26 年 5 月 1 日現在)				定員	預かり保育
		3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計		
市	なるとうこども園	29	32	41	102	120	有
		30	38	32	100		
市	なんごうこども園		13	21	34	65	有
			10	10	20		
市	しらはたこども園	26	20	27	73	90	有
		32	26	22	80		
市	まつおこども園		10	12	22	40	有
			10	14	24		
市	おおひらこども園	10	10	7	27	30	有
		11	11	11	33	40	
市	日向幼稚園	27	25	18	70	240	無
		34	33	25	92		
市	むつみのおか幼稚園		32	34	66	120	無
			22	32	54		
合 計		92	142	160	394	705	—
		107	150	146	403	715	

市外幼稚園の通園状況

広域保育入所	児 童 数 (上段：平成25年5月1日現在) (下段：平成26年5月1日現在)			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
他市町村への幼稚園通園者	11	11	19	41
	8	10	10	28

◇見込み量(人)◇

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	231	143	216	133	206	127	197	122	193	119
合 計	374		349		333		319		312	
供給 見込み	715		715		715		715		715	

◇計画期間の確保方策◇

就学前児童の教育・保育サービスの推進にあたっては、これまで取り組んできたこども園化をさらに進めます。公立幼稚園については、公私連携によりこども園化や既存の公立こども園との連携などを推進します。

市内では公立幼保連携型認定こども園3園と公立保育所型認定こども園2園の合計5園が誕生し、順調にこども園化が進んでいます。なるとうこども園、しらはたこども園は開設して1年が経過し、平成25年度までに成東地域のこども園化は完了しました。

一方で、松尾地域の一部と蓮沼地域の公私連携幼保連携型こども園化については、再編などの課題が残っており、地元区長会や私立保育園側との情報交換を重ねています。山武地域は面積が広いこともあり、私立保育園の経営方針や保護者の教育・保育ニーズなど検討内容が多岐に渡ることから意見集約に時間を要するところです。今後は、保護者向けアンケート、地域関係者・私立幼稚園との情報交換等を通じて意見をまとめていきます。

保護者の就労状況や利用動向などを踏まえて推進するとともに、教育内容の向上を図るための取組みを行います。

② 保育所（園）、認定こども園（２号認定子ども）

◇現状◇

５園のこども園と３園の民間保育園が主に利用されています。平成２６年通所児童数は７２５人で、定員に対する入所率は８９．５％となっています。また、市外の保育園利用者が２６人で、保育園利用者は全体で７５１人となっており、低年齢児では年度途中からの入所希望などもみられます。

過去３年間の低年齢児の入所率は０歳児が７．４％で平均２１人、１・２歳児が３４．９％で２２２人となっています。見込みについてはニーズ調査の利用希望率と現状を比べて算出しています。

保育所（園）の利用状況

施 設 名		(上段：平成 25 年 5 月 1 日現在) (下段：平成 26 年 5 月 1 日現在)						定員	
		(人)							
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児		合計
市	なるとうこども園	2	13	20	25	20	33	113	120
		3	18	21	29	27	24	122	
市	なんごうこども園	1	8	20	15	22	26	92	90
		2	7	11	21	14	23	78	
市	しらはたこども園	1	16	18	21	19	32	107	120
		1	11	20	24	27	17	100	
市	まつおこども園	2	14	17	25	34	35	127	110
		0	16	20	25	22	28	111	
市	おおひらこども園	1	5	15	13	16	20	70	100
		1	8	9	18	15	13	64	
私	日向保育園	2	9	18	15	29	27	100	90
		2	6	12	20	16	28	84	
私	若杉保育園	6	11	17	21	23	24	102	90
		5	11	15	18	24	24	97	
私	蓮沼保育園	2	9	8	24	18	25	86	90
		6	3	11	13	22	18	73	
合 計		17	218			562		797	810
		20	199			510		729	

市外施設の利用状況

広域保育入所	児 童 数 (上段：平成２５年５月１日現在) (下段：平成２６年５月１日現在)						
	(人)						
	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
他市町村への保育所入所 (委託件数)	２	６	５	５	５	３	２６
	１	５	６	５	４	５	２６

資料：子育て支援課

◇見込み量(人)◇

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	0歳児	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
見込み量	68	237	551	64	236	515	62	225	492	60	229	472	57	208	462
合計	856			815			779			761			727		
供給見込み	984			984			984			984			984		

※こども園は年齢毎に面積に対する供給可能人数

◇計画期間の確保方策◇

保育ニーズに対応できる保育体制の確保を図るため、これまで取り組んできたこども園化を継続して進めます。

0歳児の保育ニーズの高まりに対応するため、現在の施設では、施設内の有効活用を図り、クラス編成の変更などにより、0歳児及び1・2歳児保育の提供体制の拡充を図ります。

利用者ニーズに対応した保育サービスを提供するため、保育士を確保して保育体制の確保を図ります。

低年齢児保育の量的確保に向けては、市内の無認可保育施設と小規模保育参入の意向・可能性を協議し、確保に努めます。

保育サービスの提供体制の確保とともに、質の向上を図るための方策として、職員研修、人事交流、調整会議などを継続して推進します。

また、民間保育園では、平成27年度は現行通りとし、その後の移行予定を検討します。事業所内保育等の地域型保育の見込み量や参入意向との関係、市外利用者の見込み量などを踏まえた検討と市内事業者への情報提供や連絡の場の確保が必要です。

(2) 地域型保育給付

平成 26 年度の市内にある認可外保育施設は以下の通りです。

利用状況

認可外保育施設	登録者数（平成26年）
さんむ医療センター	8 人
松尾ゴルフ倶楽部	8 人
五反田こどもの家	1 人

① 小規模保育事業（3号認定子ども）

◇現状◇

認可外保育施設等が子ども・子育て支援制度では、「小規模保育事業」に該当します。保育ニーズとしては、0～2歳児の保育サービスに含まれています。市内の認可外保育施設は平成 26 年現在 1 か所で、1 日平均 3 人程度の利用となっています。

利用状況

認可外保育施設	利用者数（平成26年）
五反田こどもの家	1 日平均 3 人

※一時利用を含めている

◇計画期間の確保方策◇

0～2歳児の3号認定者の保育ニーズは継続して高いことが見込まれ、その対応策として、地域型保育の導入を図ります。市内の認可外施設については、計画期間中に地域型保育施設としてサービス提供がされるように、参入意向を把握するとともに、情報提供などの支援を行い、定員 5 人程度で 0～2 歳児の地域型保育の実施を見込みます。

② 家庭的保育事業（3号認定子ども）

◇現状◇

現在実施していませんが、保育ニーズとしては、0～2歳児の保育サービスに含まれています。

◇計画期間の確保方策◇

0～2歳児の3号認定者の保育ニーズは継続して高いことが見込まれることから、サービスの実施について検討します。

③ 居宅訪問型保育事業（３号認定子ども）

◇現状◇

ベビーシッター等が「居宅訪問型保育」に該当します。保育ニーズとしては、０～２歳児の保育サービスに含まれています。

◇計画期間の確保方策◇

０～２歳児の３号認定者の保育ニーズは継続して高いことが見込まれることから、市内等のサービス提供状況を把握し、サービスの実施について検討します。

④ 事業所内保育事業（３号認定子ども）

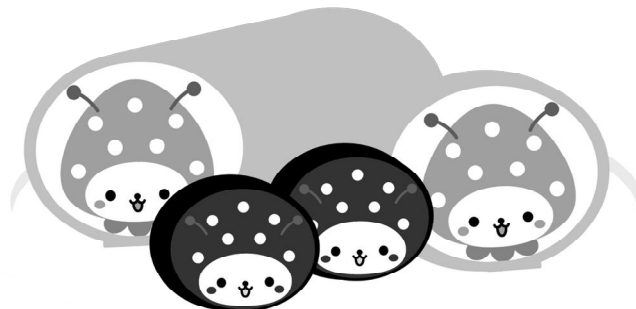
◇現状◇

子ども・子育て新制度では、これまでの事業所内保育施設が地域型保育施設に位置づけられます。市内では、さんむ医療センター、ヤクルト、ゴルフ場（土日のみ）の各事業所には事業所内保育施設があります。

保育ニーズとしては、０～２歳児の保育サービスに含まれています。

◇計画期間の確保方策◇

市内の事業所内保育施設との連携を図るとともに、利用者の情報提供などを行います。子ども・子育て支援制度への参入移行について把握し、情報提供などに努めます。あわせて、今後は勤務者以外の利用定員についても協議をしながら進めていきます。



5. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援（新規）

◇現状◇

新制度に伴い、新たに導入される事業であり、現在の子育て支援課や子育て支援センターでの相談、対応などを包括的に対応する体制の確保が求められます。現在、地域子育て支援拠点事業として、地域子育て支援センターを5か所に開設し、親子同士の交流や子育て相談などを行っています。

◇対象及び見込み量(実施か所数)◇

	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
見込み量	1	1	1	1	1

◇計画期間の確保方策◇

地域の保育資源等の情報の収集・提供を行うなど、総合的に対応するためには市役所窓口で、当該事業として対応する体制を作っていきます。適切な保育情報等を迅速に集約し、的確に発信します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

◇現状◇

こども園の設置にあわせて、子育て支援センターを併設しており、現在は市内6か所で主に就園前の子どもと保護者に相談や講座等を実施しています。この他に日向保育園と蓮沼保育園では園庭開放（市単独事業として補助金支給）を行っており、認可外保育施設では独自に未就園の親子に対して遊びや相談の場を提供しています。

地域子育て支援拠点事業の概要(平成 25 年度現在)

施設名	運営者	事業内容	開設時間
なるとうこども園子育て支援センター	市	相談、情報提供、講座等	平日 9時～17時 土曜日 9時～12時
しらはたこども園子育て支援センター	市	相談、情報提供、講座等	
おおひらこども園子育て支援センター	市	相談、情報提供、講座等	
なんごうこども園子育て支援センター	市	電話相談のみ	
まつおこども園子育て支援センター	市	電話相談のみ	
すぎっこクラブ[若杉保育園]	私	相談、情報提供、講座等	平日のみ 9時～17時

(年間延利用者数)	平成24年度	平成25年度
こども園子育て支援センター (市立5園)	延11,524人(281日開設)	延11,600人(291日開設)
すぎっこクラブ[若杉保育園] (私立1園)	延5,571人(188日開設)	延3,459人(181日開設)
合 計	延17,095人	延15,059人

◇見込み量(1か月あたり利用延人回)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	1,662	1,628	1,559	1,493	1,439
供給量	1,662	1,628	1,559	1,493	1,439

◇計画期間の確保方策◇

こども園化を進めるなかで、今後もこども園の確保にあたっては、地域子育て支援センターを併設して確保します。

見込み量については、現在の利用状況を踏まえて検討しますが、利用者数の増加には概ね対応できる体制となっています。育児休業中の利用者や共働き世帯の利用など、参加しやすい方策、参加を促進するための方策を検討します。

(3) 妊婦健康診査事業

◇現状◇

母子健康手帳交付時に、受診券を配布しており、平成25年度は実307人に交付しました。

平成26年度 実施状況

平成26年度 実施状況	平成24年度	平成25年度
対 象：妊娠届出者 実施内容：公費負担受診券発行	実299人	実307人

◇見込み量(人)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	263	249	241	231	222
供給量	263	249	241	231	222

※0歳児数

◇計画期間の確保方策◇

母子保健事業から移行されるため、健康支援課と子育て支援課が連携して実施し、妊産婦期の母子の健康を支援します。妊娠届提出の遅れや妊婦健診を定期的に受けていない妊婦もあり、受診率の向上は困難な状況ではありますが、未受診者のフォローに努め、安心して妊娠・出産できるよう妊婦の支援を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

◇現状◇

乳児の発育状況と母親の健康状態を把握し、育児等の相談・指導を行うもので、保健師等が乳児の家庭に訪問しており、平成25年度は275人を訪問しています。

平成26年度 実施状況

平成26年度 実施状況	平成24年度	平成25年度
対 象：生後4か月までの乳児 実施内容：保健師等による家庭訪問、調査、指導	229人	275人

◇見込み量(人)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	263	249	241	231	222
供給量	263	249	241	231	222

◇計画期間の確保方策◇

子育て支援課と健康支援課が連携して実施します。出生通知書により希望のあった方だけでなく、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）として、生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を目指し、市内里帰り出産乳児への訪問も含めて全数実施を目指します。

(5) 養育支援訪問事業

◇現状◇

現在は要保護児童対策として、養育困難な家庭に、児童家庭相談員または保健師等が訪問し、相談・指導を連携・調整しながら実施しており、当該事業としては実施していませんが、必要に応じて家庭訪問を行っています。

◇見込み量(対象家庭数)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	60 (延 240 件)	60 (延 240 件)	60 (延 240 件)	60 (延 240 件)	60 (延 240 件)
供給量	60 (延 240 件)	60 (延 240 件)	60 (延 240 件)	60 (延 240 件)	60 (延 240 件)

◇計画期間の確保方策◇

現在は要保護児童対策として、保健師や家庭児童相談員等による訪問、指導を行うなど、庁内で連携・調整をしており、当該事業としては実施していませんが、今後は、育児放棄等で養育支援が必要なケース、相談等の状況を踏まえて、ヘルパー派遣や相談員訪問など、養育支援訪問事業として実施していきます。

(6) 子育て短期支援事業

◇現状◇

現在は未実施ですが、緊急時の対応の必要性などを踏まえて実施について検討する必要があります。

◇見込み量(人/日)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

◇計画期間の確保方策◇

緊急時の対応なども含め、実施方法等を検討する必要があります。

さんむ医療センターでは週に2日夜間保育(24時間保育)を行っており、短期支援事業としての実施の可能性も含め、実施に向けて検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

◇現状◇

現在未実施となっています。

◇見込み量(年間あたり利用平均日数)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	49	47	44	42	39
高学年	42	41	41	41	40
合 計	91	88	85	83	79
供給量	91	88	85	83	79

※5歳児の保護者に、低学年、高学年時に利用を希望した割合で算出

◇計画期間の確保方策◇

ファミリー・サポート・センター事業は、一般に就学前児童の利用がほとんどであり、小学生の利用が少なく、一部放課後児童クラブからの送迎などの利用が考えられます。小学生の放課後の過ごし方として、放課後子ども教室との連携で居場所の拡大を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業の導入について、就学前児童の世帯の利用意向などもあわせて把握し、実施に向けて取り組んでいきます。

(8) 一時預かり事業

◇現状◇

こども園では主に就園前の子どもの預かり、短時間勤務の世帯の子どもの保育を一時保育として実施しており、平成25年度は延3,201人と平成24年度より増加しています。

平成26年度 実施状況

施 設 名	平成24年度	平成25年度
こども園での一時保育	延2,040人	延3,201人

※平成24年度は4園で実施、25年度は5園で実施

◇見込み量(年間あたり利用平均日数)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間見込み量	4,129	3,901	3,729	3,572	3,484
供給量	4,129	3,901	3,729	3,572	3,484

◇計画期間の確保方策◇

今後は一時保育事業、こども園短児部や幼稚園の預かり保育等を含めて預かり保育事業となるため、通常利用と緊急利用の利用状況を把握しながら、提供していきます。

(9) 延長（時間外）保育事業

◇現状◇

市内の全保育施設で、早朝と夕方の延長保育を実施しています。定期的な利用と緊急時等の一時的な利用者を含め、平成 25 年度は 406 人が利用しています。

延長保育の概要

実施保育所	実施日	時間（早朝）	時間（延長）
こども園5園で実施	月～金曜日	7時00分～8時00分	16時00分～19時00分
	土曜日	7時00分～8時00分	12時00分～17時00分
民間保育園3園で実施	月～金曜日	7時00分～8時00分	日向・若杉 16時00分～19時00分 蓮沼 18時00分～19時00分
	土曜日	7時00分～8時00分	日向・若杉 12時00分～19時00分 蓮沼 12時00分～16時00分

	平成24年度	平成25年度
利用状況	実289人	実406人

※早朝の延長、臨時または緊急時の利用人数を含めている

◇見込み量(利用実人数)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	172	164	157	150	146
供給量	172	164	157	150	146

◇計画期間の確保方策◇

見込み方については、ニーズ調査で 18 時以降の保育希望だけを聞いており、潜在的な利用を含めているとともに、現在実施している朝の延長などが想定されていない点にも留意することが必要です。

現在の体制で供給できる見込みですが、保護者の働き方や利用状況を踏まえ、実際の利用希望について、利用実績、利用料の設定等からも検討し、引き続き受け入れ体制を確保していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

◇現状◇

現在は、市内の教育・保育施設の利用者、または管外の教育・保育施設利用者のうち保護者が市内勤務者で、子どもが病気になった方を対象に、病後児保育をなるとうこども園1園で実施しており、看護師1名を配置し、受け入れの定員は2人となっています。

平成25年度の利用者は実2人で延2日、平成26年度は7月4日現在実3人延32日、平成26年度の登録者数は11月現在15人で延50日の利用となっており、骨折などによる利用がみられます。

◇見込み量(年間人日)◇

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	1,612	1,540	1,473	1,411	1,371
供給量	480	480	960	960	960

◇計画期間の確保方策◇

利用実績に比べ、見込み量は多く算出されており、利用実績から考えられる量は供給できるものと考えられます。

今後は、低年齢児から保育サービスを利用する人が増加すると病児・病後児の利用ニーズも高くなることが見込まれるとともに、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えていることが考えられます。このため、体調不良児保育・病児保育の実施も視野に入れます。病後児保育については、2園で受け入れる体制に拡充し、看護師の確保を図り実施します。あわせて、継続して事業の周知を図り、利用を促進します。また、病児保育の実施について医療機関等と検討・協議します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◇現状◇

主に小学校低学年の児童で、放課後保護者が保育できない児童を預かる事業で、山武市では各小学校区に設置し、学童クラブとして利用されており、一部高学年も受け入れています。学童クラブ利用者は増加傾向で、平成26年は403人が利用しており、定員に対する利用率は80.6%となっています。また、夏休みなど長期休暇中は利用者が増加します。

学童クラブの利用状況

名 称	開設場所	定員（人）
成東学童クラブ	専用施設	55
大富学童クラブ	山武市立大富小学校内	30
南郷学童クラブ	山武市立南郷小学校内	35
鳴浜学童クラブ	山武市立鳴浜小学校内	35
緑海学童クラブ	山武市立緑海小学校内	35
日向学童クラブ	山武市立日向小学校内	35
山武西学童クラブ	山武市立山武西小学校内	35
山武北学童クラブ	山武市立山武北小学校内	35
睦岡学童クラブ	専用施設	40
蓮沼学童クラブ	山武市立蓮沼小学校内	40
松尾学童クラブ	山武市立松尾小学校内	60
大平学童クラブ	専用施設	35
豊岡学童クラブ	山武市立豊岡小学校内	30
合 計 13 か所		500

利用児童数 （５月１日現在）	平成24年度	平成25年度	平成26年度
１年生	104	137	131
２年生	114	108	138
３年生	100	104	87
４年生	24	24	35
５年生	5	12	10
６年生	0	2	2
合 計	347	387	403

◇見込み量(実人数)◇

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量 ５歳児	475	202	460	194	424	197	406	198	380	192
合 計	677		654		621		604		572	
供給量	358	152	359	151	348	162	343	167	339	171
合 計	510		510		510		510		510	

※５歳児保護者に就学後の低学年、高学年の時の希望を聞き、その利用希望率から算出

◇計画期間の確保方策◇

現在は概ね３年生までを対象に実施し、一部高学年の利用を受け入れていますが、１・２年生の利用が主になっています。今後は、高学年を含め市内の小・中学校に通うすべての児童を対象に実施するため、既存施設の活用、学校の余裕教室の活用などにより、受け入れ体制の整備を図ります。

平成27年度からは松尾学童クラブで定員を10人分拡大します。日向・蓮沼・睦岡学童クラブは、既存施設を改修して定員増加を図り、その他の学童クラブについても受け入れ体制の充実を図ります。

年度中に利用人数に変動があることや、登録していて利用しないケースがあったり、長期休暇中は利用者が増加するなど、提供体制及び実施体制については様々な角度から、現状と利用希望を踏まえて確保します。

市内の認可外保育施設でも小学生の預かりを一部実施しており、受け入れ体制についても協議・調整に努めます。

また、生涯学習課で放課後子ども教室を実施しており、学童クラブとの連携などを検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する新規事業です。

◇計画期間の確保方策◇

内容的な検討を含め、実施を含めた検討を行い、こども園と幼稚園の実質負担の差額分について、世帯状況を勘案して給付等を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

本事業は特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための新規事業です。

◇計画期間の確保方策◇

内容的な検討を含め、実施に向けた検討を行い、地域の実情に即した方策を講じていきます。

6. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組みの推進、0～2歳児に係る取組みと3～5歳児に係る取組みの連携に関することを記載することが求められています。

本市としては、これまで進めてきたこども園化をさらに進める方針であり、民間保育施設との連携、低年齢児の保育体制の充実など、就学前児童の教育・保育体制の充実を目指します。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

継続して、就学前児童の教育・保育の場として、こども園化を推進し、普及を図ります。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し、実施していきます。

(3) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

(4) 認定こども園等と小学校等との連携

幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組みの推進については、これまでも双方向での交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めることや、定期的・継続的に関係者の共通理解を図り、一環した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携を図っていきます。

7. 総合的な施策の推進

以下の内容については、次世代育成支援行動計画から継続して取り組んでいるものが含まれており、第3章部分など計画に具体的に盛り込んでいます。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

1年間のうち年度の後半で育児休業明けになる共働き世帯で保育ニーズがみられることなども含め低年齢児の保育ニーズは高まっているため、低年齢児保育の量の確保を図ります。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等の施策と連携して取り組みます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きやすい職場環境の整備、育児休業等制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発などの施策と連携して取り組みます。

第5章 計画の推進

1. 関係機関等との連携

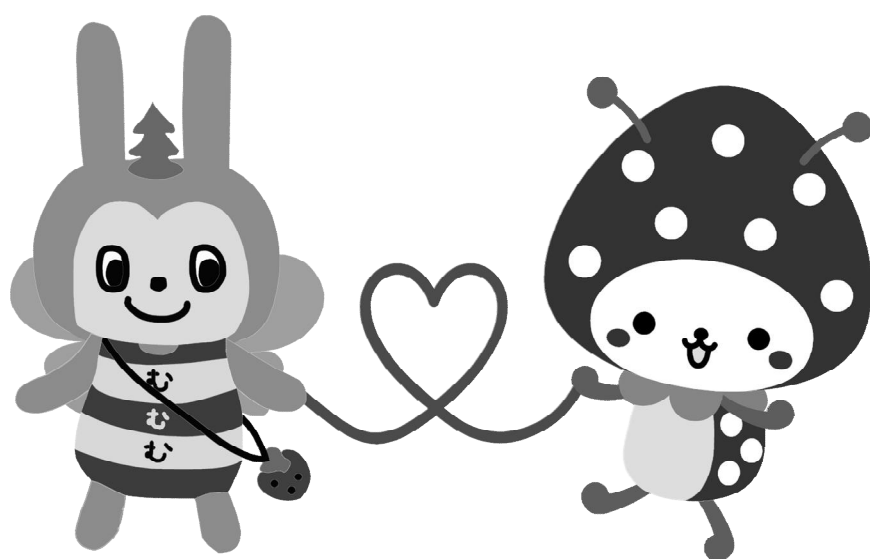
本計画が目指す「次代を担う子どもたちを地域ではぐくむまち さんむ」を実現するために、子育てを地域社会全体で支えるべく、家庭、地域コミュニティ、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協調して子ども・子育て支援に取り組むための仕組みづくりを進めていきます。また、柔軟で総合的な取組みが求められるため、庁内の関係局や関連機関と協調して取り組むことが重要です。教育・保育をはじめ、福祉、健康・医療、防災・防犯、居住環境など各分野と連動し、総合的な子ども・子育て支援を行えるよう連携を強化して計画を推進していきます。

2. 計画の達成状況の点検・評価

関係部署での進行管理はもちろん、子ども・子育て会議においても定期的に点検を行い、市民ニーズの把握に努め、計画の見直しや施策の改善を図り、着実な推進につなげていきます。また、総合計画の点検・評価とも連携していきます。

3. 家庭・地域・事業者・市の役割

家庭・地域・事業者・市が協調して子ども・子育て支援に取り組むことが重要です。市内のこども園、幼稚園、保育園や小学校等、子ども・子育て支援に携わる事業者、学校、企業、地域住民が、連携・協働して子ども・子育て支援に取り組めるよう計画内容の広報・啓発に努めます。



資料編

1. 計画の策定経過

開催年月日	検討内容
平成 25 年 12 月 5 日	第 1 回山武市子ども・子育て会議 ー議事ー 1. 子ども・子育て支援新制度について 2. ニーズ調査の実施について 3. 山武市の現状について 4. その他
12 月 18 日～ 平成 26 年 1 月 16 日	「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施
2 月 20 日	第 2 回山武市子ども・子育て会議 ー議事ー 1. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告 2. 子ども・子育て支援新制度について ①教育・保育提供区域の設定について ②今後の子ども・子育て会議での検討事項について 3. その他
3 月 27 日	第 3 回山武市子ども・子育て会議 ー議事ー 1. 教育・保育サービス事業量の見込みについて 2. 平成 26 年度計画策定のスケジュール 3. その他
7 月 15 日	第 4 回山武市子ども・子育て会議 ー議事ー 1. 教育・保育サービス事業量の見込みについて 2. 教育・保育提供区域の設定について 3. その他
8 月 11 日	第 5 回山武市子ども・子育て会議 ー議事ー 1. 教育・保育サービスの推進（案）について 2. 子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準（案）について 3. その他
9 月 25 日	第 6 回山武市子ども・子育て会議 ー議事ー 1. 子ども・子育て支援事業計画における基本施策（案）について 2. 公定価格と利用者負担について 3. その他

開催年月日	検討内容
11月10日	第7回山武市子ども・子育て会議 －議事－ 1. 子ども・子育て支援事業計画における基本施策（案）について 2. その他
12月19日	第8回山武市子ども・子育て会議 －議事－ 1. 子ども・子育て支援事業計画の素案について 2. 子ども・子育て新制度の開始に向けた保育料、利用料の改定について 3. その他
平成27年 1月22日～ 2月19日	山武市子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリックコメント実施
2月25日	第9回山武市子ども・子育て会議 －議事－ 1. 子ども・子育て支援事業計画の素案について 2. 子ども・子育て新制度の開始に向けた保育料、利用料の改定について 3. その他

2. 山武市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 1 日

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第3項の規定により、山武市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 市長は、子ども・子育て会議に特別な事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、前条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償は、山武市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年山武市条例第 42 号）別表に定める額とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、この条例は、公布の日から施行する。

3. 山武市子ども・子育て会議委員名簿

No.	大分類	氏名	役職名等	備考
1	学 識 経 験 者	岡 村 新 吉	元成東町議会議員	会 長
2	//	山 崎 喜 世 子	元山武町議会議員	
3	//	大 内 善 広	城西国際大学 福祉総合学部 助教	副会長
4	市立幼稚園保護者代表	金 子 雅 子	日向幼稚園（山武地区）	
5	市立こども園保護者代表	千 代 雅 美	なるとうこども園 （成東地区）	
6	//	北 田 友 喜	おおひらこども園 （松尾地区）	
7	子ども・子育て支援事業 に従事する者	伊 藤 良 成	私立蓮沼保育園（蓮沼地区）	
8	未就園児保護者代表	古 俣 真 由 美	しらはた子育て支援 センター	
9	子ども・子育て支援事業 に従事する者	飯 田 秀 正	若杉保育園長	
10	//	山 本 美 智 代	さんむ医療センター 看護師長	
11	市立幼稚園職員代表	立 石 光 江	日向幼稚園長	
12	市立こども園職員代表	鳥 居 美 弥 子	まつおこども園長	
13	子ども・子育て支援事業 に従事する者	石 毛 美 江 子	学童保育事業指定管理受託 事業者（NPO ひだまり理事長）	
14	市 民 代 表	矢 光 素 子	成東地区民生児童委員 主任児童委員	
15	//	秋 葉 優 子	山武市子ども会育成連絡 協議会	
16	//	藤ノ木 さやか	保健師	
17	市長が必要と認めたもの	大 川 義 男	議会代表	
18	//	高 橋 尚 子	教育委員会委員	
19	//	渡 辺 章	認可外幼稚園長 （宇宙あそびむら）	
20	//	石 井 正 純	市立小学校長代表	

4. 用語の解説

(1) 子ども・子育て支援新制度に関する用語

番号	用 語	定 義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国・自治体・学校法人・社会福祉法人に限られる（株式会社の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育のこと。
3	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（子ども・子育て支援法第7条）
4	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1稿に規定する保育所のこと。（子ども・子育て支援法第7条）
5	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（子ども・子育て支援法第11条）
6	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（子ども・子育て支援法第27条）
7	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）
8	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（子ども・子育て支援法第11条）

番号	用 語	定 義
9	小規模保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）
10	家庭的保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）
11	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）
12	事業所内保育	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）

（２）その他の用語

ア行

【NPO】

NPOは、non profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っています。

カ行

【合計特殊出生率】

対象とする年次について、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計して得られる出生力の指標のこと。この数値が2.08（人口置換水準）を割った状態が続くと、いずれ人口が減少するといわれています。この人口置換水準は、死亡状況や出生性比により変化し、戦後の昭和25年は2.43でした。

サ行

【食育】

子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活をめざすとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行います。

【スクールカウンセラー】

不登校や問題行動などに対応するため、小・中学校に配置され、児童・生徒や保護者、教員の悩みや話を聞き、アドバイスをしたり考えたりすることを中心に行います。

ハ行

【発達障がい】

平成16年12月10日に公布、平成17年4月1日に施行された「発達障害者支援法」では、発達障害の定義として、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）の3つと、これらに類するもので、通常低年齢で発現し、日常生活に制限を及ぼす脳機能障害をあげ、発達障害の早期発見や発達障害者に対する早期支援、教育、就労支援について定めるとともに、国や地方公共団体の責務の明確化、情報提供や関係機関との連絡・調整、相談・支援の中心的役割を果たす発達障害者支援などを盛り込んでいます。

【放課後等デイサービス】

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

ワ行

【ワーク・ライフ・バランス】

この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることです。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会の在り方に関わる重要な課題です。平成19年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方の代表等の合意のもと、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、めざすべき社会の姿や、企業・働く方・国・地方公共団体が果たすべき役割などが具体的に示されました。

山武市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行 山武市 保健福祉部 子育て支援課

〒289-1392 千葉県山武市殿台 296 番地

TEL : 0475-80-2632 Fax : 0475-80-2650

ホームページ: <http://www.city.sammu.lg.jp/>
